
令和4年度
教育委員会事務点検・評価報告書
(令和3年度事業・取組)



令和4年8月
尼崎市教育委員会

目次

I	概要	1
1	点検及び評価の趣旨.....	1
2	点検及び評価の方法.....	2
3	知見の活用.....	2
4	教育委員会の構成.....	3
II	教育委員会の活動状況	4
1	教育委員会会議.....	4
2	教育委員協議会.....	8
3	尼崎市総合教育会議.....	9
III	尼崎市教育振興基本計画に掲げる施策(事業)の執行状況	10
1	就学前教育.....	14
2	義務教育	18
3	高等学校教育.....	24
4	豊かな心の育成、いじめ防止	28
5	不登校対策.....	32
6	特別支援教育.....	36
7	教育環境の整備.....	40
8	教員の育成・勤務環境の整備	48
9	学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実.....	52
10	文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供.....	56
IV	総評	62
V	参考	65
1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	65
2	施策（事業）一覧.....	65

I 概要

1 点検及び評価の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条」に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、令和 3 年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況を点検及び評価した結果を報告するものです。

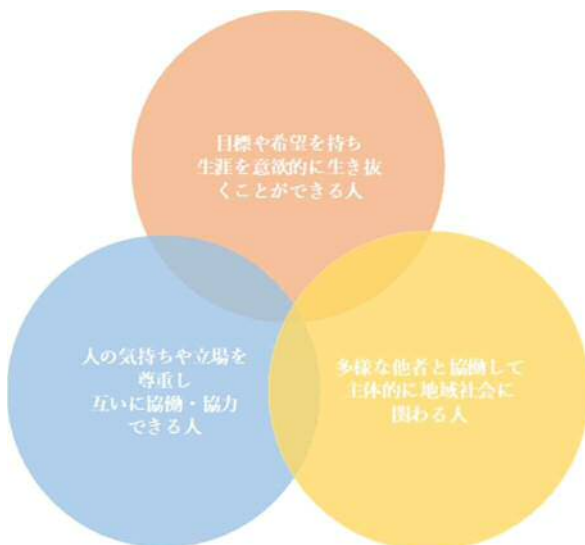
また、尼崎市教育委員会では、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とする、尼崎市教育振興基本計画を策定しており、計画を着実に推進していくため、PDCA サイクル（PLAN:計画－DO:実施－CHECK:評価－ACTION:改善）の考え方に基づき、計画の進行管理を行います。事務点検・評価は、この進行管理を兼ねており、その結果を次年度以降の施策の推進や改善に反映することで、より着実に計画を進行させることを目的としています。

尼崎市教育振興基本計画とは

平成 30 年 6 月に閣議決定された国の第 3 期教育振興基本計画、尼崎市総合計画後期まちづくり基本計画を踏まえ、長期的な展望に基づき、5 カ年スパンの教育施策の方向性を示すとともに、市民の皆様とのビジョンの共有を目指し、基本理念と 10 項目の各論で構成した計画。

教育の基本方針

未来志向の教育
個の尊厳や人権の尊重
家庭・地域社会との連携（子どもの視点に立った教育）



各論

- 1 就学前教育
- 2 義務教育
- 3 高等学校教育
- 4 豊かな心の育成、いじめ防止
- 5 不登校対策
- 6 特別支援教育
- 7 教育環境の整備
- 8 教員の育成・勤務環境の整備
- 9 学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実
- 10 文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供

2 点検及び評価の方法

今回の点検及び評価は、尼崎市教育振興基本計画に基づく10項目の各論に添って施策・事業を分類し、それぞれの施策・事業についての評価と、課題・方向性の検証を行いました。

3 知見の活用

点検及び評価の実施にあたっては、その客観性及び公平性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方2名に外部有識者としてご協力いただきました。

外部有識者には、各基本的な方策の点検及び評価に対して具体的な指導・助言をいただくとともに、事務点検・評価全般について総評をいただきました。

なお、総評の内容については、P62【IV総評】に掲載しています。

<外部有識者>

氏名	職名
堀田 博史 氏	園田学園女子大学 人間教育学部 教授
川上 泰彦 氏	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科（教職大学院） 教授

4 教育委員会の構成

教育委員会は、政治的中立性を維持しつつ、安定性・継続性を確保して教育行政を管理・執行するため、首長から独立した合議体の執行機関として設置されています。

尼崎市教育委員会は、市長が議会の同意を得て任命した教育長及び4人の委員で組織されています。

<尼崎市教育委員会（令和4年8月1日現在）>



白畑 教育長



徳山教育長職務代理者



太田垣 委員



中平 委員



正岡 委員

役職名	氏名	職業など	任期
教育長	白畑 優	—	令和4年4月1日～令和7年3月31日
教育長職務代理者	徳山 育弘	弁護士	平成31年4月1日～令和5年3月31日
委員	太田垣 亘世	宮司	令和2年4月1日～令和6年3月31日
委員	中平 了悟	住職	令和3年4月1日～令和7年3月31日
委員	正岡 康子	元高校教諭	令和4年4月1日～令和8年3月31日

Ⅱ 教育委員会の活動状況

1 教育委員会会議

教育委員会定例会は、原則として毎月第4月曜日に開催し、臨時会を必要に応じて開催しています。

【教育委員会会議について】

(令和3年度開催分) 定例会12回、臨時会9回

4月 5日(臨時会)

協議・報告 教育長職務代理者について
報告第1号 尼崎市教育委員会職員証規程の一部を改正する訓令について

4月 26日(定例会)

議案第30号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について
議案第31号 尼崎市生涯学習審議会委員の委嘱について
議案第32号 職員の人事について

5月 26日(定例会)

議案第33号 職員の人事について
議案第34号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について
議案第35号 令和4年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針について

6月 28日(定例会)

議案第36号 令和3年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
議案第37号 尼崎市社会教育委員の解嘱について
議案第38号 尼崎市社会教育委員の委嘱について
議案第39号 尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
協議・報告 令和2年度あまっ子ステップ・アップ調査の結果について

7月 12日(臨時会)

議案第40号 職員の人事について

7月 30日(定例会)

議案第41号 令和3年度 教育委員会事務点検・評価報告書について
議案第42号 令和4年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について
議案第43号 尼崎市社会教育委員の委嘱について
議案第44号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
協議・報告 尼崎市体罰等防止ガイドラインについて

8月 23日（定例会）	
議案第45号	令和3年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
議案第46号	尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
協議・報告	市立尼崎高等学校における学校改革とその取り組みについて
9月 27日（定例会）	
報告第2号	令和3年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
議案第47号	尼崎市教育委員会事務局文書事務規程の一部を改正する訓令について
議案第48号	職員の人事について
議案第49号	尼崎市生涯学習審議会委員の委嘱について
協議・報告	いじめ重大事態について
協議・報告	市立尼崎高等学校における学校改革とその取り組みについて
10月 4日（臨時会）	
協議・報告	市立尼崎高等学校における学校改革とその取り組みについて
10月 11日（臨時会）	
議案第50号	職員の人事について
協議・報告	尼崎市教育振興基本計画の進捗と今後の取り組みについて
協議・報告	令和3年度全国学力・学習状況調査結果報告について
10月 25日（定例会）	
議案第51号	指定管理者の指定について
協議・報告	尼崎市文化財保護審議会への諮問について
協議・報告	市立尼崎高等学校における学校改革とその取り組みについて
11月 22日（定例会）	
議案第52号	令和3年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
議案第53号	令和4年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について
議案第54号	令和4年度尼崎市立高等学校教職員異動方針について
議案第55号	令和4年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針について
議案第56号	尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則及び尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について
協議・報告	いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方について（指針）
協議・報告	（仮称）尼崎市こども家庭センター設置基本方針（素案）について
協議・報告	市立尼崎高等学校における学校改革とその取り組みについて

12月 3日（臨時会）	
議案第57号	令和3年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
協議・報告	いじめ重大事態について
12月 27日（定例会）	
議案第58号	中学校弁当事業者選定委員会条例を廃止する条例について
議案第59号	尼崎市立学校給食センター条例施行規則について
議案第60号	尼崎市学校運営協議会の設置等に関する規則について
議案第61号	工事請負契約の締結について（サンシビック尼崎大規模機械設備改修工事）
議案第62号	工事請負契約の締結について（サンシビック尼崎大規模電気設備改修工事）
議案第63号	尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
協議・報告	いじめ重大事態の経過報告について
1月 17日（臨時会）	
議案第1号	職員の人事について
1月 24日（定例会）	
議案第2号	令和3年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
議案第3号	指定管理者の指定について
協議・報告	いじめ重大事態について
協議・報告	尼崎市医療的ケア実施体制ガイドライン（案）の策定について
2月 7日（臨時会）	
議案第4号	令和3年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
議案第5号	令和4年度尼崎市一般会計教育関係予算について
協議・報告	令和4年度教育委員会事務局組織改正について（案）
2月 28日（定例会）	
報告第1号	令和3年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
議案第6号	職員の人事について
議案第7号	尼崎市指定文化財の指定について
協議・報告	スクール・ミッション（素案）の策定について
3月 14日（臨時会）	
議案第8号	職員の人事について
3月 22日（臨時会）	
議案第9号	職員の人事について
議案第10号	職員の人事について

議案第 11 号	職員の人事について
3 月 28 日 (定例会)	
議案第 12 号	尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任について
議案第 13 号	尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について
議案第 14 号	尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について
議案第 15 号	尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について
議案第 16 号	予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定について
議案第 17 号	学校運営協議会委員の委嘱及び任命について
議案第 18 号	尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
協議・報告	行政不服審査請求に係る協議について
協議・報告	市立高等学校スクール・ミッションの策定について

2 教育委員協議会

原則として偶数月第2月曜日に、教育委員と教育委員会事務局との意思疎通を図りつつ、教育委員への速やかな情報提供と審議にあたっての理解を深める中で、的確な判断のもと教育施策の充実を図るため開催しています。

【教育委員協議会について】

(令和3年度開催分) 6回

4月 12日

- ・重点取組説明について

6月 14日

- ・竹谷幼稚園、竹谷小学校の施設見学について
- ・立花幼稚園の施設見学について

7月 12日

- ・ALT 授業の視察について
- ・令和4年度使用尼崎市立学校教科用図書採択について

8月 10日

- ・「アマブラリ」、「あまぼと」の視察について
- ・「兵庫県尼崎こども家庭センター」の視察について
- ・「いくしあ」の視察について

11月 8日

- ・学校給食センターの施設見学について
- ・歴史博物館の施設見学について
- ・いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方について（指針）
- ・その他

1月 17日

- ・スクール・ミッション（素案）の策定について
- ・市立尼崎高等学校の進捗報告
- ・その他

3 尼崎市総合教育会議

尼崎市総合教育会議は、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るために開催しています。

【尼崎市総合教育会議について】

(令和3年度開催分) 4回

8月 4日

- ・令和2年度子どもの人権アンケートの調査結果について
- ・尼崎市体罰等防止ガイドラインについて

10月 11日

- ・市立尼崎高等学校の改革について

10月 25日

- ・尼崎市教育振興基本計画の進捗状況と今後の対応について

3月 28日

- ・令和3年度子どもの人権アンケートの調査結果について
- ・いじめ重大事態について
- ・市立尼崎高等学校の改革について
- ・市立高等学校スクール・ミッションの策定について

Ⅲ 尼崎市教育振興基本計画に掲げる施策（事業）の執行状況

尼崎市教育振興基本計画に掲げる取組方針をもとに各施策（事業）の執行状況等を記載しています。

【14 ページ以降の評価書の見方】

1 ○○○○ -○○○○○○○○○○○○○-

- ◆ 将来の目指す姿 -
 - ・ ○○○○・・・
 - ・ ○○○○・・・
- ◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -
 - ・ ○○○○・・・
 - ・ ○○○○・・・
- ◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -
 - ・ ○○○○・・・
 - ・ ○○○○・・・

尼崎市教育振興基本計画の各論分類ごとに項目を設け、計画に掲げる

「将来の目指す姿」
 「計画期間の早期に実施を目指す取組」 i
 「計画期間内に実施を目指す取組」 ii
 を転記しています。

- i 計画期間である5年間のうち、1・2年目までの実施を目指す取組
- ii 計画期間である5年間のうち、主に3・4・5年目での実施など、計画期間内での実施を目指す取組

◆○○○○○○○○○
<主担当課：○○課>
<施策評価との関係>

目的		
取組と成果	施策（事業）の目的やこれまでの取組と成果、今後の課題について記載しています。	<div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: 10px;"> <div style="text-align: center;">施策1 地域・コミュニティ・学び</div> <div style="text-align: center;">施策2 人・文化共生</div> <div style="text-align: center; background-color: #f4a460; padding: 5px;">施策3 学校教育</div> </div> <p style="font-size: 8px;">本市の施策評価において関連する施策名に色を付けています。</p>
課題		
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	これまでの取組と成果、課題を踏まえ、令和4年度に取り組む（取り組んでいる）事項について記載しています。	

－ 主な施策（事業）のポイント －



学力向上に向けた取組

各論 2・7・8

取組と成果

- 個に応じた支援をする人材の配置や学習支援ドリルの導入 (p19)
- あまっ子ステップ・アップ調査におけるD層（※）の割合減少 (p19)

※全国の総合学力調査の総受験者数を、上位から順に25%ごとにA～D層の4つに分け、その中のD層に属する本市の児童生徒の割合

R4取組方針

- 全中学校への学校司書（1人2校兼務）の配置 (p19)
- ICTを活用した授業方法に関する先進的研究の実施 (p45)

R2 : 27.2%

R3 : 25.9%



インクルーシブ教育システムの推進

各論 6

取組と成果

- 医療的ケア実施体制ガイドラインの策定及び周知 (p37)

R4取組方針

- 特別支援教育支援員による個々の教育的ニーズに応じた指導支援 (p38)



個に寄り添った教育の推進 (いじめ・体罰の根絶など)

各論 4・5・8

取組と成果

- いじめ防止研修の充実や指導主事の学校訪問等によるいじめ認知件数の増加 (p29)
- 「体罰等防止ガイドライン」の策定及び教員への周知 (p50)

R4取組方針

- より具体的事例を盛り込んだ教員研修の実践 (p50)
- 不登校児童生徒の通う教育支援室（ほっとすてっぷ）におけるオンライン機能の拡充 (p33)



「(仮称)尼崎市就学前教育ビジョン」の策定

各論 1

取組と成果

- 「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」に係る現状分析及び市立幼稚園の目指すべき姿等についての協議 (p15)

R4取組方針

- 就学前教育の方向性を示す計画の策定 (p15)



地域とつながる高校改革の推進

各論 3

取組と成果

- 市立高等学校3校のスクールミッションの策定 (p26)
- 各市立高等学校における課題解決型学習の実施 (p25)

R4取組方針

- 市立高等学校のスクールポリシーの策定及び周知 (p26)
- 市立尼崎双星高校におけるSTEAM教育の推進 (p25)



地域とともにある学校づくりの推進

各論 9

取組と成果

- 学校運営協議会の小学校8校でのモデル実施 (p53)

R4取組方針

- 新たに小学校10校での学校運営協議会を設置及び中学校への拡大に向けた学校や関係機関との調整 (p53)



文化・教養にかかる教育の充実

各論 10

取組と成果

- 歴史博物館における豊かな尼崎の歴史をわかりやすく伝える常設展示や特別展及び企画展の開催 (p57)

R4取組方針

- 博物館・図書館・公文書館機能の有機的な連携に向けた取組の展開 (p58)
- 歴史的公文書についてデジタル化を含めた適切な保存と市民への閲覧公開に向けた取組 (p58)

※このページには主な内容を掲載しています。

各施策（事業）の取組状況はP14以降をご覧ください。

(このページは白紙です)

1 就学前教育 —後伸びする力や生きる力の基礎などを育成—

◆ 将来の目指す姿 —

- ・ 就学前教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、幼児期に求められる5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）に係る教育の一層の充実により、後伸びする力や生きる力の基礎ⁱなどを育みます。
- ・ いわゆる小1プロブレムⁱⁱなどの課題が起こることのないよう、アプローチ・スタートカリキュラムの充実により、幼保小の一層の円滑な接続を目指します。
- ・ 少子化や幼児教育の無償化など、就学前教育を取り巻く状況を踏まえ、保育所や認定こども園なども含めた就学前教育のあり方を検討する中で、公立施設の役割の整理に取り組みます。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 —

- ・ 「幼保小連携推進事業」の全市展開・地域の状況に応じた特色化
- ・ 就学前教育、小学校教育それぞれが求める教育内容を踏まえた、アプローチ・スタートカリキュラムの一層の充実に向けた改訂
- ・ 就学前の子どもを持つ保護者が1人で悩みを抱えることのないよう、就学前における保育の体験、保護者同士の交流や悩みを相談できる場の充実
- ・ 保護者のニーズ、特別支援教育の充実など、公立施設としての役割を踏まえた、公立幼稚園の認定こども園化、3年保育の実施、幼保連携の観点からの機能整理、公立幼稚園の再配置など、今後の就学前教育のあり方の検討
- ・ 「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」（平成26年12月尼崎市・尼崎市教育委員会）や、平成30年度から施行された幼稚園教育要領を踏まえた、就学前教育の質の向上に向けた研修体制の構築

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 —

- ・ 今後の就学前教育のあり方の検討を踏まえた、施設・設備・備品や教員研修の充実など、具体的な施策の実施による就学前教育の質の向上



i 幼児教育は、目先の結果のみを期待しているのではなく、生涯にわたる学習の基礎をつくること、「後伸びする力」を培うことを重視しています。また、知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」や「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康・体力」からなる、「生きる力」の基礎を育成する役割を担っています。

ii 子どもが十分な社会性を身につけることができないまま小学校生活に入ること、精神的にも不安定さを持ち、周りの子どもとの人間関係をうまく構築できず、集団生活になじめないなどの課題が生じていること。

◆就学前教育のあり方の検討 < 主担当課：就学前教育課 >

< 施策評価との関係 >

目的	市立幼稚園に求められる機能・役割の再整理や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制、さらには就学前教育施設に共通する教育内容の充実策や官民幼保の連携方法等、広く就学前教育のあり方について検討していく。
取組と成果	令和3年度に設置した「尼崎市立幼稚園のあり方検討会」から令和4年2月に報告書が提出され、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割として、(1)「就学前教育の研究実践」、「インクルーシブ教育の推進」、「地域の子育て支援」、「待機児童対策等」の4つの項目におけるセンター機能としての研究・実践やその成果の官民幼保施設への継承、(2)地域や家庭にとって必要な情報の発信、(3)3年保育の実施等の必要性、(4)市立幼稚園の再編（認定こども園化、統廃合）の考え方等について意見が示された。
課題	同検討会からの報告書も踏まえ、尼崎市が目指す就学前教育のビジョン（就学前教育の研究実践、幼保小の連携推進、インクルーシブ教育の充実など）や市立幼稚園の運営体制（認定こども園化、保育年齢、統廃合など）等の方向性を具体的に示す必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	尼崎市立幼稚園教育振興プログラムに代わるこれからの就学前教育の方向性を示す計画として「(仮称)尼崎市就学前教育ビジョン」の策定を進める。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆幼稚園教育振興事業 < 主担当課：就学前教育課 >

< 施策評価との関係 >

目的	市立幼稚園の教育内容の充実と効果・効率的な運営体制を確立するため策定した「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」に掲げる6つの柱を推進するもの。
取組と成果	幼保小接続カリキュラムの実践モデル校園所(2か所)を設置したところ、モデル校園所の教師間の連携がさらに深まり、入学当初に児童が学校に登校できなかったという事例はなかったなどの成果が見られた。また、教育支援員を全園に1名ずつ配置し保育の質の向上に努めた。さらに、就学前施設から小学校へ幼稚園指導要録等の送付を徹底するよう周知した。
課題	幼保小連携の取組事例を共有すること等により、官民幼保施設との横の連携をより一層構築していく必要がある。また、特別な支援が必要な子どもの情報に係る小学校への引継ぎについては、就学前施設全体が同じ基準で取り組む必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	幼保小の連携は独自カリキュラムを実施する校園所を増やすとともに、平成29年度より実施している交流連携(幼児児童間、施設借用、教師間)、研修会や公開保育等の取組の充実を図る。また、幼保小の連携推進や就学前教育の研究実践、特別支援教育の充実、地域の子育て支援等については、令和4年度に策定(予定)する「(仮称)尼崎市就学前教育ビジョン」において、その役割や取組の方向性を示す。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆市立幼稚園一時預かり事業 <主担当課：就学前教育課>

<施策評価との関係>

目的	全ての市立幼稚園で、教育課程に係る教育時間終了後などの時間帯に、保護者から希望がある園児の一時預かりを行うことにより、働きながら子育てする家庭などを支援する。
取組と成果	令和元年度より実施している長期休業日を含めた、通年による一時預かりを市立幼稚園9園全園で実施した。なお、令和3年度においては、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大期間においては、利用対象を保育の必要性がある園児に限定し実施した。なお、延べ利用者数は、令和元年度は15,404人、令和2年度は7,001人、令和3年度（R4.2末時点）は8,942人であった。
課題	令和3年度に、在園児及び未就園児の保護者を対象に預かり保育に関するアンケート調査を実施し、その調査結果から、通常教育後の預かり保育の延長や通常教育前の朝の預かり保育の実施について、一定のニーズが認められたことから、事業の拡充に向けた検討が必要である。（アンケート結果によるニーズ：（在園児）保育の延長33.0%朝37.7%（未就園児）保育の延長34.2%朝47.2%）
令和4年度の取組方針 （新規・拡充等）	令和4年度に策定（予定）する「（仮称）尼崎市就学前教育ビジョン」において、今後の一時預かり事業の方向性を示していく。また、こども青少年局と連携する中で待機児童対策に係る役割等についても検討を行う。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

(このページは白紙です)

2 義務教育 — 確かな学力の保証・自己肯定感の醸成 —

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 多様性を受容し、思いやりに満ちた人間関係が構築でき、社会と積極的に関わることができる、豊かな心の育成を目指します。
- ・ 全国学力・学習状況調査結果のほか、本市独自の取組である、あまっ子ステップ・アップ調査や尼崎市学びと育ち研究所の研究の結果を踏まえ、本市教育の傾向などを分析し、「尼崎市版 授業改善の視点」を絶えず見直すなど、指導力の向上を図り、確かな学力の保証を目指します。
- ・ 学力・体力向上の面では、全国平均や他者との比較だけでなく、児童生徒一人ひとりの成長に着目し、自己肯定感ⁱの醸成、困難な課題に対しても、チャレンジできる力の育成を目指します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 「授業改善・学力保証推進チーム」による指導・助言サイクルの継続実施を踏まえた「尼崎市版 授業改善の視点」のバージョンアップ
- ・ 自己肯定感や未来に向かうモチベーションを育むため、キャリア教育の充実やきめ細かなステップでの評価機会の設定などをまとめた「中学校版学力向上の手引き」の作成
- ・ 基礎学力向上等を目的とした短時間学習における定期的な定着度の確認の実施
- ・ 新学習指導要領への対応に向けた、ALTⁱⁱの配置、英語コミュニケーション力調査導入など、外国語教育環境の整備
- ・ 児童生徒の体力・運動能力の実態を的確に掴むため、全小・中学校での新体力テストの実施
- ・ 児童生徒や教員への体力・運動能力向上に向けた指導を行う運動指導員の全小学校への派遣
- ・ 各種教育施策の成果と課題を踏まえ、限られた授業時間数の中での、より効果的なカリキュラムへの見直し



◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 学力・生活実態調査やあまっ子ステップ・アップ調査の結果の分析、これらと連携した尼崎市学びと育ち研究所における研究を踏まえた、「知・徳・体」のバランスのとれた施策の実施
- ・ 児童生徒個々人の習熟度にあった課題の出題などができるデジタル教材の活用
- ・ 本市の児童生徒の状況や先進自治体の取組を踏まえた、さらなる外国語教育の充実
- ・ 学校教育のすべての機会を実施可能な体力向上の取組をまとめた「(仮称)あまっ子体力向上プラン」を策定するなど、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けた取組(運動ドリル、種目別ウォーミングアップ、伸ばしたい力別運動など)
- ・ 民間教育事業者との連携など、実験的に導入した新しい教育手法の特徴や成果と課題を踏まえた教育施策の展開

i 自分に対する肯定的な意識のことで、日本の子ども達の自己肯定感は諸外国に比べ低い状況にあります。

ii 外国語指導助手。Assistant Language Teacher の略。

◆確かな学力の保証（小学校）

＜主担当課：学校教育課＞

＜施策評価との関係＞

目的	ひとりひとりのつまずきを早期に解決し、解消するために、きめ細かな支援を行うことで、学習意欲の向上と基礎学力の定着を図り、全ての児童生徒の学力を保証する。
取組と成果	小学校においては、放課後学習や短時間学習に取り組むとともに個に応じた支援をする人材の配置や、学習支援ドリルの導入等、つまずきに対して早期に対応できる機会を提供することにより、基礎学力の向上を図った。「あまっ子ステップ・アップ調査」の結果において、同一母集団における学力層別人数割合については、小学校の2～6年生で前年度よりD層の割合が減少した。
課題	「あまっ子ステップ・アップ調査」の結果においては、小学1年生のD層が国語・算数ともに27%を超えている。また、小・中学校の全教科のD層の割合は、平均して25.9%であり、前年度より1.2pt減少しているものの、引き続きD層の割合の減少に向けた取組が必要である。今後も、個人票及び調査結果に基づいた復習プリントを児童生徒や保護者へ年度内にフィードバックすること等、個に応じた指導の一層の充実を図っていく必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	早期の読みのつまずきに対応するため、一部小学校において個別指導に効果的な多層指導モデルMIMデジタル版のアカウントを配付する。また、「MIM重点実践校」として市内10校に実施校を増やす。さらに、放課後学習や短時間学習を充実させるとともに、動画での解説が充実している学習支援ドリルを導入することにより、個のつまずきに応じた対応を行い、基礎学力の定着及び習熟度に合わせた「個別最適な学び」の実現を日常的に支援し、D層の割合の減少を図る。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆確かな学力の保証（中学校）

＜主担当課：学校教育課＞

＜施策評価との関係＞

目的	ひとりひとりのつまずきを早期に解決し、解消するために、きめ細かな支援を行うことで、学習意欲の向上と基礎学力の定着を図り、全ての児童生徒の学力を保証する。
取組と成果	中学校においては、令和2年度末に策定した「授業デザイン3つの視点」（中学校版学力向上の手引き）が、各学校の授業場面で活用されるよう、教育委員会事務局の指導主事による学校訪問や研修を実施し、授業の質的改善に取り組んだ。
課題	令和3年度から学習支援ドリル（ICT教材）も活用した授業改善に取り組んでいるものの、令和3年度全国学力・学習状況調査の結果では、中学校国語の平均正答率において全国平均値から△4ptの差が見られた。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	中学校に導入した、児童生徒一人ひとりのつまずきの分析や習熟度に合わせた学習支援ドリルについては、動画での解説が充実している教材を導入し、より個のつまずきに対応できるようにすることにより、基礎学力の定着及び習熟度に合わせた「個別最適な学び」の実現を日常的に支援する。生徒の読書習慣の育成及び国語力の向上を図るため、全ての中学校に学校司書（1人2校兼務）を配置し、生徒の学習活動を支える仕組みとして学校司書による適切な図書の選択・収集やレファレンス・図書指導等を行う。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆英語教育推進事業 <担当課：学校教育課>

<施策評価との関係>

目的	コミュニケーション（話す力・聞く力）を中心とした国際社会で活躍できる英語力の育成を図る。
取組と成果	全ての小・中・高・特別支援学校に外国人外国語指導助手（ALT）を、小学3～6年生の全クラスに外国語活動指導補助員（JTE）を派遣・配置した。また、中学2年生を対象としたコミュニケーション調査や教員向けの実践的研修に取り組んだことにより、令和3年度「あまっ子ステップ・アップ調査」で「英語の授業が楽しい」と答えた小・中学生の割合が75%、文部科学省調査の「生徒の英語を用いた言語活動」の割合は中・高等学校で37.5%と、いずれも前年度より増加した。
課題	ALT派遣により英語に対する興味関心が高まった反面、特に中学校・高等学校において「話すこと」の根幹である言語活動の時間の割合が伸び悩んでいる。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	ALT派遣は継続し、ALT派遣とJTE配置が重複している小学3・4年生のJTE配置を廃止する。また、中学校・高等学校のさらなる言語活動の充実に向け、教員研修を拡充し、授業力向上を目指す。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆授業改善推進事業 <担当課：学校教育課>

<施策評価との関係>

目的	基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決する思考力・判断力・表現力等を養うため、全ての学校において、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行う。
取組と成果	指導主事が学期に一度学校を訪問・指導し、授業の質的改善を図るとともに、各校における講師招聘に係る経費等を支援した。また、重点実践校（3校）を中心に全ての中学校で「授業デザイン3つの視点」を活用した授業実践を行った。また、学校管理職と学力向上担当者を対象とした研修会を年2回実施し、効果的な取組の共有を行い、研修会の動画を他の教員に向けて配信し、情報提供した。
課題	「あまっ子ステップ・アップ調査」における主体的・対話的で深い学びに関する項目について、肯定的な回答をした児童生徒の割合は、全国と比較すると小学校△2.7%、中学校△6.7%と前年度より低くなった。（令和2年度：小学校△5.7%、中学校△9.9%）一人一台端末の導入によるICT活用がスタートし、ICTを効果的に活用した授業改善が一層必要になる。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や基礎学力の向上を推進していくため、「尼崎市授業改善の視点」及び「授業デザイン3つの視点」がそれぞれの校種の授業場面で活用されるよう、教育委員会事務局による学校訪問や研修を実施し、授業の質的改善に取り組む。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆人権教育の推進 <主担当課：学校教育課>

<施策評価との関係>

目的	児童生徒が自分自身をかけがえのない存在だと考え、自他の生命や人格を尊重する心を育むとともに、法やきまりの意義を理解し遵守する規範意識の育成に重点を置いた「こころの教育推進事業」を中心とし、学校教育全体を通じて人権教育の推進及び充実を図る。
取組と成果	人権意識や道徳心の向上を図るため、全ての学校で「生命を尊重する心」「規範意識」「人権教育の推進」の中から自校の課題を捉えたテーマを選択し、児童生徒及び保護者・地域に向けた講演会を年1回以上実施したほか、授業参観や学校通信を通じて人権教育についての啓発を行った。また、性的マイノリティやデートDV等、人権教育を基盤とした性教育の推進にも取り組んだ。
課題	テーマや講師に偏りが見られる学校もあることから、幅広く人権教育の推進を図ることが必要である。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	「生命を尊重する心」「規範意識」「人権教育の推進」については引き続き学習し、加えて中学校では、授業等において生徒の在籍3年間で「予期せぬ妊娠」、「デートDV」、「LGBT」の3つのテーマの全てを必ず学べるようにする。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆多文化共生支援事業 <主担当課：学校教育課>

<施策評価との関係>

目的	日本語指導を必要とし、言語の障壁による心のケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校・園に、母語を理解できる多文化共生支援員を派遣し、学習面・生活面での指導や保護者への通訳など、多文化共生の教育に取り組む学校・園の教育活動を支援する。
取組と成果	日本語指導が必要な児童生徒については、来日後1年間は県の子ども多文化共生サポーターを、その後は市から多文化共生支援員を派遣し、日本での生活適応や学習支援等を行っており、学校生活での不安を取り除き心の安定を図る支援ができた。
課題	今後も来日する児童生徒が増加することも考えられることから、より一層の支援が必要であり体制の充実が課題であり、学校の受け入れ体制を整えることとともに関係機関や地域との連携が必要である。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	多文化共生教育については引き続き、異なる文化を持つ人々を受容し、共生できる態度・能力を育てるための学習に取り組むとともに、日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援の迅速化と充実を図る。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆あまっ子ステップ・アップ調査 <主担当課：学び支援課>

<施策評価との関係>

目的	児童生徒の学力と生活実態の状況を把握し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させるとともに、教育活動に関する継続的な検証改善サイクルを確立するため、小学1年生から中学2年生を対象に学力調査と生活実態調査を実施する。また、研究部会を設け、調査結果を踏まえた取組を全ての小・中学校で展開し学力向上を図る。
取組と成果	令和3年度は、本調査結果によるエビデンスをもとにした学力向上プランを各校で作成し、それに基づいた取組を行った。また、授業力向上研究部会において、学力向上や授業改善に関する有効な取組の分析・共有を図った。なお、調査結果を経年分析したところ、特に小学校2～6年生においてD層の減少が見られ、平均して国語は約2.0%、算数は約2.9%減少した。
課題	学年や学級まで細かく分析、結果を校内で共有し次年度へ引き継ぐ等、効果的な検証改善サイクルの確立を今後も徹底していく必要がある。さらに、中学校においては、教科による結果のばらつきが見られたため、教科ごとに授業改善を推進していくことが課題である。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	調査結果を有効に活用し、効果をあげている学校の取組等について、市内での共有を一層図っていく。また、中学校においては、市内教科研究会等に働きかけ、教科ごとの結果やその分析を踏まえた授業改善を図る。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆体力・運動能力の向上 <主担当課：保健体育課>

<施策評価との関係>

目的	児童生徒の運動意欲や体力、運動能力の向上を図るとともに、教員の指導力向上を図ることで、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続していこうとする資質・能力の高揚を目指す。
取組と成果	令和3年度については、コロナ禍の影響もあり、体力向上に向けた様々な事業が予定通りに実施できないこともあったが、令和2年度と比べ運動指導員の派遣の実施校が増えたことに加え、教科体育充実のための「授業づくりサポート事業」等に取り組んだ。
課題	「あまっ子体力向上プラン」に掲げる様々な取り組みの実施を目指す。教科担任制である中学校とそうでない小学校では知識等に差があり、取組にも差異が生じている。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	「体力の低下」と「運動機会の減少」という課題を改善していくため、重点取組として「体育授業の充実」と「運動機会の確保」の2つを挙げ、それぞれを着実に進めていくための事業や研修などに取り組む。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆部活動指導員の配置 ＜主担当課：保健体育課＞

＜施策評価との関係＞

目的	中学校の部活を指導する部活動指導員を配置することにより、部活動指導体制の充実を推進し、教員の負担軽減を図る。
取組と成果	部活動指導員を中学校に5人配置したことにより、生徒への専門指導及び顧問教員が会議や出張等不在の際にも指導することができた。配置校の顧問等のアンケートでは、「職員会議・学年会などの時にも安心して任すことができた」、「専門的な練習メニュー作成・スキルを持った指導員がいることで大変楽になった」という意見があった、また土日の試合等の引率を任せることができ、顧問の教員の負担軽減につながった。
課題	令和3年度は学校のニーズに応じた人員の配置ができたが、令和4年度に向けての人員の確保、学校への配置決定等学校のニーズに応じた配置が必要である。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	部活動における指導体制の充実と教員の負担軽減を図るため、尼崎市スポーツ振興事業団と連携しながら中学校の部活動に対し新たに指導補助員を派遣する。また、その成果と課題等を洗い出す中で、今後の部活動指導のあり方や教員の働き方について検証する。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

3 高等学校教育 ー市立3校の特色化・これからの社会で求められる力の育成ー

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 市立の高等学校として求められる役割、市立高等学校3校のそれぞれの特色、普通科、体育科、ものづくり機械科、電気情報科、商業学科それぞれの特徴を踏まえた、高等学校教育の一層の充実を目指します。
- ・ 私たちを取り巻く社会経済が大きな変革を迎える中、これから社会に出る生徒が新たな時代を豊かに生き抜くことができるよう、これからの社会において共通して求められる、自ら考え、判断し、表現する力を育む高等学校教育を目指します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 普通教室へのネットワーク環境構築による、高等学校教育の情報化の推進
- ・ 市立の高等学校として、より一層地域社会と連携したカリキュラムの推進や、地域社会を担う人材の創出を目指した取組の推進
- ・ 特別な支援を要する生徒が、学習、生活上の困難を克服し、卒業後の経済的自立などにつなげられるよう、市立琴ノ浦高等学校において通級指導を実施
- ・ 一層の実践的英会話能力の向上を図るため、海外語学研修の実施内容の改善

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 生徒、保護者、社会などの教育ニーズを踏まえた、市立高等学校3校のさらなる特色化の推進
- ・ 中学校・高等学校の生徒や教員間における連携した取組の実施



◆尼崎高等学校特色づくり推進事業 <主担当課：高校教育課>

<施策評価との関係>

目的	尼崎高等学校の特色を踏まえた教育内容の充実を図ることにより、生徒の学力向上を図るとともに、これからの社会において求められる、自ら考え、判断し、表現する力を育む。
取組と成果	体罰事案を受け、令和3年4月より体育科専門科目を改編し、スポーツを科学的視点で学ぶため、様々な機器等の導入や連携協定を締結している大阪体育大学の特別講座を実施した。また、トレーニング方法やスポーツの歴史等、自分の興味・関心に応じた題材で課題解決型学習を展開した。さらに、小・中学生に水泳や体操を指導する等、様々な形で地域に開かれた学校づくりに取り組んだ。
課題	導入した機器の効果的な活用について校内研修を行うほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実現できなかったトップアスリートを招いた講演会や大阪体育大学への視察等を実施し、体育科専門科目改編をさらに展開していく必要がある。また、「市尼フェスタ」等の地域に開かれた学校づくりについては、より生徒の主体性を発揮できるような取組にする必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	導入した機器を本格的に活用した授業展開を行う等、体育科専門科目改編をさらに推進していく。また、「市尼フェスタ」については部活動部員のみならず広く生徒一般の参加にも繋げ、尼崎高等学校全体の取組とする等、引き続き様々な形で地域に開かれた学校づくりに一層取り組んでいく。さらに、令和3年度から定期的に学校と実施している市尼改革の進捗に係る意見交換の場をさらに効果的なものとする。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆尼崎双星高等学校特色づくり推進事業 <主担当課：高校教育課>

<施策評価との関係>

目的	尼崎双星高等学校において、生徒の個性を活かした特色と魅力ある学校づくりを推進するとともに、これからの社会において求められる、自ら考え、判断し、表現する力を育む。
取組と成果	専門学科の各専門教室に、地域の産業界を牽引する職業人材を実践的に育成するための、デジタル化に対応した高性能PCやソフトウェア等を設置した。また、商業学科において尼崎市商工会議所を介して地域企業と連携した実践的な課題解決型学習を実施する等、地域に開かれた学校づくりの取組を推進した。キャリア教育の一環として専門学科の生徒を中心に市内企業を初めとした企業訪問等を実施した。
課題	専門学科に設置した高性能PCやソフトウェアを効果的に活用した授業展開を引き続き研究・実施していく必要がある。また、普通科等においても地域社会と連携した体験的な取組が展開できないか検討する必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	各学科の専門性を活かしながら、地域との繋がりを活かした課題解決型学習を今後も推進していく。また、課外活動の1つとして、模擬人工衛星(缶サット)の製作・研究を通じて、教科横断的なSTEAM教育を推進するとともに、小・中学校と連携した取組を取り入れることで地域に開かれた学校づくりを推進する。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆スクールミッションの策定 〈主担当課：高校教育課〉

〈施策評価との関係〉

目的	これからの時代を見据え、市立高等学校の存在意義、社会的役割、目指すべき学校像を再定義するためスクールミッションを策定する。また、スクールミッションの実現に向けて各校においてスクールポリシー（育成を目指すべき資質・能力に関する方針、入学者受け入れに関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針の三つの方針）を策定する。
取組と成果	学校や本市の地方教育アドバイザー等から意見を聴取した上で、自ら考え、主体的に行動して、責任をもって社会変革を実現していく能力や姿勢を言い表す「Agency」を市立高校3校統一のミッションに位置付けたスクールミッションを令和4年3月28日に策定した。
課題	今後は、各校においてスクールミッションを教職員に浸透させ、スクールミッションの趣旨を踏まえた学校経営や教育活動を推進する必要がある。また各校のホームページや学校案内等の資料にスクールミッション及びスクールポリシーを掲載し、中学生や保護者等に広く周知する必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	策定したスクールミッションの実現に向けて、各校が生徒・保護者・市民等から広く意見を聴取しスクールポリシーを作成する。また高等学校の入学説明会等でスクールミッション及び各校のスクールポリシーを用いて市立高等学校の特色や魅力を中学生及びその保護者に説明する等、広く周知していく。

施策
1
地域コミュニティ・学び

施策
2
人権尊重・多文化共生

施策
3
学校教育

(このページは白紙です)

4 豊かな心の育成、いじめ防止 —他人の気持ちが分かる児童生徒の育成・いじめを予防、対処できる教育の実施—

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 多様性を受容し、相手の気持ちになって考えることができる、他人の気持ちが分かる児童生徒の育成を目指します。
- ・ いじめはどこでも起こるものとして、予防・対処できる教育、児童生徒自身も傍観者ではなく仲裁者になることができる力の育成を目指します。
- ・ 互いの考えを出し合える児童生徒の関係の構築、意見を言う力と聞く力の育成を目指します。
- ・ いじめの「重大事態」に該当するような深刻ないじめ等が発生した場合に、被害者に寄り添った丁寧かつ適切な対応ができるよう、学校園及び教育委員会の体制を整えます。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 専門的知識を有する支援員による出前授業の実施から児童生徒による主体的なスマホルール作りの導入へ繋げるなど、情報モラル教育の一層の充実に向けた取組の実施
- ・ 自殺予防教育プログラム「GRIP」のモデル実施の成果と課題を踏まえた実施校数の順次拡大

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 様々な生徒指導上の課題に迅速かつきめ細かくに対応するため、業務の再整理などによる生徒指導体制の強化の検討

◆情報モラル向上支援事業 <主担当課：いじめ防止生徒指導担当>

<施策評価との関係>

目的	スマートフォン（スマホ）等 SNS 機器を利用したネットいじめ等の未然防止に向けた対応が急務となっている。児童生徒自らがスマホ等の使い方について考える機会を持つことにより、主体的に扱いについてのルールを考え、節度あるスマホ等の使い方を浸透させる。
取組と成果	小学校 29 校、中学校 15 校において、専門的知識を有する支援員を派遣し、情報モラルに関する出前授業を実施した。小学校では 15 校、中学校では 10 校が、校内でスマホ（ネット）についてのルールを作成した。その中では、児童会や生徒会で主体的に案を作成し、全校生徒が投票して学校としてのルールを定めたという取組例もあった。このように、児童生徒の自己肯定感の醸成につながり、自分たちで考え決めたことで責任感を感じることができているプロセスを大切にしたい。
課題	児童生徒のスマホ所持率増加とともに、スマホを介したトラブルやネットいじめも増加傾向にある。今後も取組を継続し、児童生徒自身がスマホの扱いに関して主体的にルールを考え、事案を未然に防ぐことが必要である。
令和 4 年度の取組方針 (新規・拡充等)	情報モラルの向上を図るため、小・中学校に加え、高等学校にも事業を拡大し、支援員による出前授業を実施する。また、スマホサミットを継続的に実施することで、児童生徒が主体的にスマホルールやネットの活用について考える機会を設け、誰もが安心して活用できる取組を進め、好事例を発信する。

施策 1
地域コミュニティ・学び

施策 2
人権尊重・多文化共生

施策 3
学校教育

◆いじめ対応について <主担当課：いじめ防止生徒指導担当>

<施策評価との関係>

目的	中学女子生徒の自死事案に対し、第三者委員会から再発防止策の提言を受け、再発防止策に取り組んでいる。また、市立高等学校いじめ重大事態での提言を受け、各学校においては、いじめ対応の理解を深め、児童生徒が過ごしやすい学校づくりを目指す。
取組と成果	指導主事が全ての市立小中高等学校を訪問し、管理職、生徒指導担当のみならず、全職員を対象とした研修を初めて実施した。これにより、職員一人一人の危機意識が高まり、より積極的に認知するようになったことで学校におけるいじめ認知件数は、前年度に比べ 1,689 件増加した。
課題	いじめ対応については、情報共有を含め組織的に対応できていない学校や、統一アンケートの結果が積極的ないじめ認知に繋がっていないなどの学校間格差等が見られる。また、いじめ認知後の対応が不十分である場合もあり、今後も継続した研修等の取組が必要である。
令和 4 年度の取組方針 (新規・拡充等)	全教職員を対象とした研修を継続して行い、組織対応や、アンケート実施後の対応について理解を深めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、また福祉機関等と積極的に連携を行えるよう意識を高めていく。

施策 1
地域コミュニティ・学び

施策 2
人権尊重・多文化共生

施策 3
学校教育

◆学校支援専門家派遣事業 ＜主担当課：いじめ防止生徒指導担当＞

＜施策評価との関係＞

目的	学校が抱える問題が複雑化・深刻化することにより、これまでの学校の対応では困難で、かつ緊急性が高い状況が見られることから、より高い専門的支援を行うことにより、学校が自信を持って対応し、問題の早期解決を図ることを目指す。
取組と成果	令和3年度における医療、法曹、教育、心理分野の学校支援専門家派遣事業の派遣回数は54回、107時間である。医療分野では、発達に特性をもつ児童生徒への適切な関わり方について助言を受け、教員が自信をもって取り組む事ができた。法曹分野では、保護者等への対応について法的な観点から助言を受け、毅然とした対応をする事ができた。教育分野・心理分野では、希死念慮がある児童生徒への対応という最も緊迫した状況の中、助言を得たことで冷静かつ適切に対応することができた。
課題	保護者の多様な要求に対して、学校が対応を苦慮する事案が増加傾向（派遣回数は前年比4回増）にある。不登校傾向や希死念慮を持つ児童生徒への対応についても、専門家からのより細やかな対応に関する助言が必要であり、今後も学校が活用できる体制づくりが必要である。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	学校園を取り巻く状況は年々変化しており、専門家の指導助言を必要とする事案も複雑化・深刻化している。こうした状況を踏まえ、学校園が自校で発生した事案に適切かつ迅速に対応できる体制づくりを進めていくため、専門家による学校管理職等への直接の指導助言に加え、個別のケース会議、職員会議等での指導助言も受けられるよう事業内容の一部見直しを行う。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆いじめ防止研修 ＜主担当課：学び支援課＞

＜施策評価との関係＞

目的	本市で発生した中学女子生徒の自死事案に関する尼崎市いじめ問題対策審議会（第三者委員会）の提言を踏まえ、二度と同様の事案が発生しないようにするため、小・中・高等学校の全教職員に対し、いじめに関する感度の向上、危機管理対応、SNS対策等の研修を実施し、いじめ防止及び開発的指導に関する知識・技能を確実に定着させる。
取組と成果	いじめ防止につなげていくための研修として、生徒指導担当の教員を対象に「児童生徒と教師のこころを守るために～SOSの受け止め方～」を、また、全教職員を対象に4回の「人権教育研修講座」、2回の「子ども理解のための研修講座」等を実施し、いじめに関する感度の向上を図った。
課題	教員のいじめに関する感度を向上させる機会をさらに充実させる必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	初任者研修において、子どもたちの望ましい行動を育てる支援（ポジティブ行動支援）の方法を学ぶ研修を新たに追加する。また、教職員を対象とした研修では、全校園種において教職員一人ひとりがいじめに対する感度を上げ、いじめの早期発見、対応等に向けた体制の強化につなげていけるよう、より効果的な研修を実施する。さらに、高等学校教職員へのいじめに関する研修の強化を図る。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

(このページは白紙です)

5 不登校対策 — 児童生徒一人ひとりに寄り添った教育 —

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 人権意識や多様性が確保された学校環境を創ることにより、不登校にならないようにするための学校づくりを進めるとともに、不登校児童生徒の学校外の居場所、学習環境の確保や親への支援など、支援の充実を目指します。
- ・ 児童生徒が抱える困難は、内容も程度も様々であることから、それぞれのニーズに応えることができる支援策を講じ、児童生徒一人ひとりに寄り添った教育の実現を目指します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 福祉的観点からの支援の充実を踏まえたスクールソーシャルワーカーの増員
- ・ 子どもの育ち支援センターや地域の居場所など、福祉分野との一層の連携による、不登校児童生徒やその保護者に対する支援の充実

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 不登校児童生徒それぞれのニーズに応じた、特色ある「教育支援室」の増設



◆教育支援室運営事業 <主担当課：こども教育支援課>

<施策評価との関係>

目的	教育支援室は、不登校児童生徒を対象として学校以外の場及び居場所として運営するとともに、不登校児童生徒個々の状況に合わせた段階的な支援を行うことにより、不登校児童生徒の社会的自立を目指す。
取組と成果	教育支援室の「ほっとすてっぷ EAST」及び「ほっとすてっぷ WEST」ともに定員を満たすなか、令和3年度から「ほっとすてっぷ SOUTH」を開設したことにより、通級児童生徒数が増加した。（令和2年度：60人→令和3年度：74人）。オンライン支援の拠点である「ほっとすてっぷ SOUTH」では、対面では通級しにくい児童を自宅や学校とオンラインで繋ぐことにより学習支援を行った。
課題	教育支援室「ほっとすてっぷ SOUTH」を増設したことに伴い、通級児童生徒数が増加した一方、依然として、継続的な通級に繋がらない児童生徒がいるため、ICT等を活用した支援環境を充実させる必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	すでにオンライン環境が整備されている教育支援室「ほっとすてっぷ SOUTH」に加え、教育支援室「ほっとすてっぷ EAST」「ほっとすてっぷ WEST」のオンライン環境の整備を拡充することにより、通級はもとより、対面では通級しにくい児童生徒への支援を実施する。



◆心の教育相談事業 <主担当課：こども教育支援課>

<施策評価との関係>

目的	いじめや不登校、虐待等、子どもが関わる課題は依然として憂慮すべき状況にあるため、教育委員会事務局にスクールソーシャルワーカー（SSW）や教育相談カウンセラーを配置し、子ども、保護者、教職員、市民等を対象にした相談業務や支援活動を通じて、不安や悩み、課題の解消等を図る。
取組と成果	SSWの勤務体系の見直し（週5日勤務の設定）を行ったことにより、拠点校巡回型配置や全ての学校種で一貫した学校園支援体制を一部構築することができた。また、匿名報告アプリ活用事業においては、カード配布等での周知を行ったことにより、中学校では登録件数が僅かに増加した（令和2年度：330件→令和3年度：360件）。教育相談事業では、教育相談カウンセラーと指導主事が積極的に学校訪問を行うことにより学校やスクールカウンセラー（SC）との連携を強化することができた。
課題	SSWの勤務形態を見直したことにより人材確保の課題は一定の解消は図られたが、限られた人員であることから小・中学校の拠点校巡回型配置の完全実施には至っていない。匿名報告アプリについては、コロナ禍で周知機会が減少したことにより高等学校の登録者数が減少した。また、全体の相談内容は多様化かつ医療的な内容が増加傾向にあることから、今後は県配置であるSCとの連携を一層強化する必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	匿名報告アプリが身近な相談窓口になるよう、さらなる周知を図ることにより登録者数を増加させる。また、スーパーバイザーを増員することにより教育相談カウンセラーのスキルを高めるとともに、学校へのアウトリーチを積極的に広げていくことによりSSW及び教育相談カウンセラー、SCが情報や課題を積極的に共有し、連携した支援体制を強化する。



◆不登校対策事業

＜主担当課：こども教育支援課＞

＜施策評価との関係＞

目的	ハートフルフレンド派遣事業や体験活動を通じて、不登校児童生徒が将来について主体的にとらえる力や社会的に自立する力を醸成する。また、研修を通して、教職員の不登校等に関する対応力の向上を図るとともに、不登校支援団体（フリースクール）と連携したネットワークを構築し、組織的かつ継続的な支援に取り組む。
取組と成果	不登校やひきこもり傾向の児童生徒に対して、大学生や社会人等のボランティアであるハートフルフレンドが心の触れ合いを通して、自主性や社会性の伸長を図る支援を行った。（令和2年度：20名→令和3年度：12名[2月末]）また、園田学園女子大学の社会連携推進センターと協働で研修用ハンドブックを作成し、ハートフルフレンドへの研修を行うとともに、教職員と民間支援者等と連携した研修を開催し、質の向上を図った。
課題	ハートフルフレンド事業においては、引き続き人材確保と質の向上を図る研修等が必要となってくる。また、不登校支援団体（フリースクール）も多様化してくるから、それぞれ役割を理解するとともに、連携方法や効果、課題等を検討し、ネットワークの構築及び取組を推進する必要がある。
令和4年度の取組方針 （新規・拡充等）	ハートフルフレンドの人材確保とスキル向上については、園田学園女子大学との研修の充実やハンドブックの内容の再検討等を行うなど、一層の連携と推進を図る。また、不登校支援団体（フリースクール）との連携については、本市ガイドラインの趣旨の周知等により、認定数の増加を目指し、ネットワークの構築及び組織的かつ継続的支援の拡充を図る。

施策
1
地域コミュニティ・学び

施策
2
人権尊重・多文化共生

施策
3
学校教育

(このページは白紙です)

6 特別支援教育 —インクルーシブ教育システムの展開—

◆ 将来の目指す姿 —

- ・ 障害のある児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となる特別支援教育を目指します。
- ・ 障害のある児童生徒が十分に支援を受けられるための合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備の充実に取り組み、児童生徒の実態に応じて、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場で適切な教育を受けることができる特別支援教育を目指します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 —

- ・ インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育のあり方の検討などを行うための検討委員会の設置
- ・ 特別支援教育を推進するモデル校の設置
- ・ 特別支援教育のあり方などについて、学識経験者をはじめとする専門家によるアドバイス体制を構築

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 —

- ・ 検討委員会での検討内容やモデル校での取組の成果を踏まえた、インクルーシブ教育システムの全市展開による、就学前段階からの切れ目のない支援の充実
- ・ 若手、中堅、管理職、学級担任、コーディネーターや指導主事など、それぞれの経験や立場に適した特別支援教育に係る研修体系の再構築
- ・ 尼崎市立あまよう特別支援学校や兵庫県立の特別支援学校、子どもの育ち支援センターや福祉部局など、施設や分野を超えた一層の連携による支援の充実



◆インクルーシブ教育システムの推進 <主担当課：特別支援教育担当>

<施策評価との関係>

目的	「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について（基本方針）」における尼崎市特別支援教育の理念の実現に向け、各種施策の展開を進めていく。
取組と成果	校園長及び特別支援教育コーディネーターを対象に基本方針や尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドラインについての研修を行い、本市の特別支援教育の基本方針や医療的ケアの理解及びガイドラインを周知することができた。
課題	教育上特別の支援を必要とする児童生徒の増加及び医療的ケアを含めた支援内容の多様化を踏まえ、特別支援教育支援員や生活介助員等の人的支援を整備するとともに教職員の専門性の向上が必要である。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	「特別支援教育検討会議」を設置し、学識経験者、医師、学校関係者、関係機関等により基本方針及びガイドラインを踏まえた特別支援教育のあり方(インクルーシブ教育推進部会)や医療的ケア実施体制(医療的ケア検討部会)を検討する。加えて児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育的支援を行うことにより、児童生徒に応じた学びの場で適切な教育を受けられるように支援体制を充実させる。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆看護師派遣業務委託事業 <主担当課：特別支援教育担当>

<施策評価との関係>

目的	登下校及び市立学校園における教育活動中において医療的ケアが必要な児童等の安全を確保するために、看護師等を配置又は派遣する。
取組と成果	病院と委託契約を結び、看護師を派遣することにより、あまよう特別支援学校の児童生徒に対して喀痰吸引や経管栄養など必要な医療的ケアを行うことができ、安全に学校生活を送ることができた。
課題	あまよう特別支援学校の児童生徒数の増加（前年度比2人増加）、障害の重度化、医療的ケアの多様化に対応し、適切な医療的ケアを行うことで、児童生徒が安心して安全に学校生活を送るとともに、保護者の通学に係る負担を軽減するためには看護師の継続的な確保、質の向上やスクールバスの更新、介護タクシーの利用等が不可欠である。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	令和4年3月策定の「尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドライン」に基づき、学校、病院、市教育委員会が連携を密にして、三者がそれぞれの役割を果たしつつ、市立学校園における医療的ケアを必要とする児童等に対し適切な医療的ケアを実施できる体制の整備を目指す。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆教育支援体制の充実 <主担当課：特別支援教育担当>

<施策評価との関係>

目的	「教育支援員」と「そだち指導補助員」を統合し、発達に特性がある児童生徒や学力が低く、かつ教育上特別の支援を必要とする児童等への支援を行う「特別支援教育支援員」を全市立小・中学校に配置することにより教育支援体制の充実を図る。
取組と成果	LD、ADHD等の発達障害を有し、教育上特別の支援を必要とする児童等が在籍する学校園に教育支援員を配置し、個別の学習支援や落ち着かない場面での寄り添い等の学習面・行動面における支援の充実を図った。
課題	子ども一人一人の自立と社会参加を見据えて、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶことを目指し、それぞれの子どもが、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうかという視点に立って環境整備や教員の専門性の向上に取り組む必要がある。【参考】小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒数：令和元年度 748人、令和2年度 797人、令和3年度 879人
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	特別支援教育支援員を全ての小・中学校に週2日以上配置することにより、教育上特別の支援を必要とする児童等に学習上及び生活上必要な支援を行い、個々の教育的ニーズに応じた支援と教育支援体制の充実を図る。また、全ての小・中学校において通級による指導が実施できるよう体制の整備に取り組む。さらに、令和5年度からの副次的な学籍の導入に向け、特別支援学校在籍児童生徒の居住地校交流の充実を図る。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆スクールバス運転業務委託事業 <主担当課：特別支援教育担当>

<施策評価との関係>

目的	あまよう特別支援学校の通学における安全を確保し、児童生徒の快適かつ効率的な送迎体制の充実を図るため、スクールバスの運行业務等を民間業者に委託する。また、人工呼吸器の使用等、重度の医療的ケアを必要とし、スクールバスに乗車できない児童生徒への介護タクシー使用を実施する
取組と成果	あまよう特別支援学校のスクールバスの運転を委託し、児童生徒が安全に通学することができた。また、介護タクシーを使用することにより、人工呼吸器を使用しているなど、重度の医療的ケアを必要とし、スクールバスに乗車できない児童生徒も安全に通学することができた。
課題	あまよう特別支援学校では児童生徒の障害の重度化により、児童生徒の通学にかかる負担軽減のために介護タクシー等の通学手段を維持していく必要がある。また、介護タクシー乗車時の保護者付き添いによる保護者の負担軽減やスクールバスの老朽化に伴うノンステップバスへの更新が必要である。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	人工呼吸器を使用しているなど、重度の医療的ケアを必要とする児童生徒の安全な通学を保証するためのスクールバス、タクシーの運行台数を確保する。また、平成13年に購入したバスの更新を行う。 ※介護タクシーの台数 令和元年度：4台、令和2年度：11台、令和3年度11台 令和4年度14台

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆特別支援教育サポートシステム事業 <主担当課：特別支援教育担当>

<施策評価との関係>

目的	通常の学級に在籍する発達障害等により教育上特別の支援を必要とする児童等及び特別支援学級に在籍する児童等の個々の障害の状況や教育的ニーズに応じて学習面・行動面等への教育的支援の充実を図る。
取組と成果	特別支援ボランティアを年間延べ3,024日配置し、教育上特別の支援を必要とする児童等に対し、交流学級での学習補助や生活介助など学習面、生活面、行動等の支援を行うことができた。
課題	教育上特別の支援を必要とする児童等が年々増加しており、一人ひとりの児童等に対してきめ細かな教育的支援を行うためには、ボランティアの確保や増員、研修等による環境整備の充実を進める必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	令和2年度「尼崎市特別支援教育基本方針検討会議」において策定した基本方針の実効性を高めるために、必要な人的資源について再検討し、特別支援教育支援員、生活介助員の配置に加え、特別支援ボランティアやプール介助員を配置し、人的資源の拡充を目指す。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

7 教育環境の整備 — 未来社会を生きるための教育環境の実現 —

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 全市的な公共施設マネジメントの基本方針を踏まえた、学校園施設の適切な維持管理の取組を進めていきます。
- ・ 各学校園が児童生徒や地域のニーズに応じて、柔軟に教育環境の整備を行うことができるような環境づくりを進めていきます。
- ・ ICT が生活に不可欠となっている中で、学校教育においても積極的に ICT を活用しつつ、多くの情報の中から主体的に必要な情報を収集したり、自ら情報を発信したりすることができる「情報活用能力」の育成を図るなど、児童生徒がこれからの未来社会を生きるために不可欠な資質や能力が身に付けられる学習環境の実現を目指します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 今後の人口動向や中長期的な財政負担の見込みを踏まえ、児童生徒の安全等の確保やトータルコストの削減を図ることを目的として、学校園施設のマネジメントに係る計画を策定
- ・ 非常変災時において、より迅速に情報共有を図るための仕組みの構築
- ・ 安全な教育環境の確保に向け、熱中症計を全学校園へ配布し、「熱中症予防運動指針（尼崎市版）」と一体となった運用を実施
- ・ 各学校園における予算執行などに係る裁量範囲の拡大の検討及び家庭の教育費負担軽減に向けた取組の推進
- ・ 小学校・中学校等への校務用パソコンや大型提示装置、児童生徒用タブレット端末の配置をはじめとする ICT 環境の整備
- ・ 情報セキュリティ対策を講じることを前提とした、学校園の校務環境と学習環境の両面からの ICT 環境の整備、ICT 支援員の配置や ICT 利用ガイドライン策定などによる学校現場の ICT 活用促進

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 学校園施設のマネジメントに係る計画に基づく、優先順位を踏まえた計画的な施設修繕・更新の実施
- ・ 中学生の心身の健全な発達のため、おいしく栄養バランスの取れた中学校給食の実施
- ・ 中学校においても給食を生きた教材として活用した食育を推進
- ・ 会計の透明性確保、保護者の利便性向上などに向けた学校給食費の公会計化



◆学校施設マネジメント計画の推進 <主担当課：施設課／設備整備担当>

<施策評価との関係>

目的	本市では高度成長期から人口急増などにより多くの学校施設を建設し、現在では築後40年以上経過した校舎等が6割を占めている。今後は改築や改修に莫大な経費が必要となる見込みであることから、維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能、性能を確保することが必要であり、児童生徒等の安全や良好な教育環境の確保を図る。
取組と成果	令和3年3月に策定した「学校施設マネジメント計画」に基づき、財政負担等を踏まえた改築・改修の年次計画について関係部局との調整を行い、実施計画案の作成を行った。これにより、計画的な事業の推進に加え学校施設の維持管理等に係るトータルコストの縮減や予算平準化への一歩となった。
課題	ICTや少人数学級、多様な児童・生徒への対応など社会情勢の変化に応じた新しい学校施設や今後さらに児童生徒が減少した際の余裕教室の活用方法などを検討する必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	学校施設マネジメント実施計画を策定するとともに、事業実施に向けて、社会情勢の変化に応じた新しい学校施設のあり方等について、関係部局と調整しながら設計方針や基準を検討していく。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆各種施設整備事業 <主担当課：施設課／設備整備担当>

<施策評価との関係>

目的	児童・生徒が安全かつ安心して学ぶことができるよう経年劣化した施設設備をその実態に合わせて整備する。
取組と成果	外壁整備工事(武庫東中)、屋上防水改修工事(下坂部小・日新中)、屋外通路整備工事(杭瀬小)、体育館床整備工事(武庫中)を行ったほか、空調整備工事(明城小・尼崎高)、消火ポンプ更新(下坂部小)、消火配管漏水改修(大庄小・水堂小・成徳小・七松小・武庫小・立花中・武庫中・小園中)、非常用放送設備改修(下坂部小・清和小・立花北小・武庫東中)等の設備改修工事を実施した。
課題	児童・生徒が安全かつ安心して学ぶことができる環境を維持・改善していくため、引き続き各種改修工事を行う必要がある。老朽化の進む学校が多いため、計画的に改修工事を行うことが課題である。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	外壁整備工事(武庫庄小・小田北中・大成中・武庫東中)、屋上防水工事(園田小・常陽中)のほか、空調設備工事(尼崎高・立花幼)、ガス配管改修工事(武庫南小・武庫庄小・武庫東中・塚口幼)、給食室換気設備更新工事(難波小・大島小・浜田小・塚口小)、消防設備改修工事(明城小・清和小・杭瀬小・成文小・立花西小・塚口小・尼崎北小・常陽中・尼崎高・竹谷幼・武庫幼)等を実施する。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆衛生的なトイレの整備 ＜主担当課：施設課／設備整備担当＞

＜施策評価との関係＞

目的	小・中学校のトイレ整備については、内装を全面改修するとともに手洗いの自動洗浄化や人感センサー付き照明器具の設置など設備機器を改修し、湿式のトイレを乾式に改修（ドライ化）を行い、また、便器についても和式から洋式に改修し、児童生徒にとって利用しやすい清潔で明るいトイレにすることで、衛生的かつ健康的な学校生活環境を整備する。
取組と成果	トイレ整備（ドライ化）については、床・壁・間仕切りの改修に加え、洋式便器を設置している。小学校では平成 25 年度から、中学校では改築工事等に合わせて取り組んでおり、令和 3 年度に残りの中学校 7 校を整備したことで、各校 1 棟以上のトイレ棟を整備した学校の割合は小・中学校ともに 100%となった。
課題	トイレ整備には、多額の経費が掛かることから、国庫補助金の活用が必要であり、財政負担を考慮した計画的な整備が必要である。また、配管改修が不要な場合には、簡易工法を用いるなど整備費用を縮減することで、できるだけ早急に洋便器化を進める必要がある。
令和 4 年度の取組方針 (新規・拡充等)	小学校及び中学校のトイレ整備（名和小・塚口小・園和北小・大庄北中）を実施する。

施策 1
地域コミュニティ・学び

施策 2
人権尊重・多文化共生

施策 3
学校教育

◆要保護・準要保護児童生徒就学援助 ＜主担当課：学事企画課＞

＜施策評価との関係＞

目的	経済的理由により、就学困難な小・中学校に通う児童生徒の保護者に対して、学用品費等の一部を支給することによって、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、義務教育の円滑な実施を図る。
取組と成果	日々必要な学用品費だけでなく、新入学学用品費や修学旅行費など一時的な経費に対しても支給対象としており、保護者の経済的負担の一助となっている。また、新入学学用品費は、小・中学校の入学前にも支給できるような仕組みとしており、一時的に家庭の経済的負担が増大するときにも対応できている。
課題	さらなる支給単価の増額を行うことについては、新たな財源の確保が必要となる。また、学用品等の種類によっては、保護者にとって必要以上の負担となっていることも考えられるため、引き続き、軽減に向けた取組を検討する必要がある。
令和 4 年度の取組方針 (新規・拡充等)	オンライン通信学習の環境整備を進めるため、準要保護を受けている児童生徒がいる世帯で、新たに通信環境を確保するための契約が必要になった保護者を対象として、当該年度に限り、1 世帯あたり支給上限額 12,000 円（月額：1,000 円）の範囲で実費を支給する。

施策 1
地域コミュニティ・学び

施策 2
人権尊重・多文化共生

施策 3
学校教育

◆学校給食費徴収管理関係事業費 <主担当課：学校給食課>

<施策評価との関係>

目的	学校給食費の公会計を通じて、学校給食費の徴収管理に係る教員の負担軽減や学校給食費会計の透明性の確保、保護者の利便性向上、適正な債権管理を行う。
取組と成果	令和3年度に公会計の導入を実現し、公会計について保護者や学校関係者への周知、給食申込や口座振替等の諸手続きを推進するとともに、給食費徴収管理システム等を活用し、給食費の公平な負担を目的として、給食費徴収管理システム等を活用した債権管理業務の円滑な執行を図った。
課題	公会計化に伴って学校給食費の徴収管理を市が担い、学校の関与が薄れたこと等により徴収率が低下した。学校給食費の滞納の抑制及び滞納整理に積極的に取り組むことにより、徴収率の向上を図る。 【参考】徴収率：令和2年度 99.8%→令和3年度 98.6%
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	滞納抑制を図るために口座振替率の向上や納期限を経過した事案への速やかなアプローチに取り組むほか、新たに児童手当からの直接徴収制度の導入に取り組む。なお、滞納状況を見極め、法的措置を視野に入れた滞納整理にも取り組む。また、コロナによる学校閉鎖等に係る学校給食費の保護者負担の軽減を新たに実施する。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆小学校給食関係事業 <主担当課：学校給食課>

<施策評価との関係>

目的	学校給食法第3条に基づき、義務教育諸学校において、その児童または生徒に対し、安全・安心な学校給食を実施し、児童生徒の心身の健全な発達に寄与する。
取組と成果	継続して新型コロナウイルス感染防止対策を行うとともに、学校給食設備等の衛生管理研修や給食物資に係る研修を実施した。また、市内産米や田能のさといもといった市内農産物を活用した献立など、食育の観点も取り入れ、安全・安心な学校給食の提供を行った。
課題	新型コロナウイルス感染症の感染リスクを可能な限り低減する策を引き続き実施する必要がある。また、安全・安心な学校給食の提供拠点である給食室の安全管理に対応するため、計画的な施設及び簿品等の更新計画の策定が急務である。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	保護者から要望のある給食実施回数増に取り組むほか、安全・安心な給食の提供に向けて、衛生管理を徹底し、給食施設・設備の点検や栄養教諭等を対象とした研修などを実施する。また、モデル校において牛乳パックの再資源化に取り組む。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆給食調理業務委託関係事業 <主担当課：学校給食課>

<施策評価との関係>

目的	給食調理業務を民間事業者へ委託することにより、給食内容等の充実及び業務の効率的な運営を図るとともに、学校における食育を推進する。
取組と成果	平成20年度より小学校の給食調理業務を直営方式から委託方式への切り替えを進めており、令和3年度末現在、市内41小学校・特別支援学校1校のうち、小学校35校の委託化を完了している。令和3年度においては、契約期間満了に伴い7校に係るプロポーザルによる業者の選定を行った。
課題	正規調理師の退職動向等に合わせ民間委託化を進める予定であり、全校委託化の目標年度の設定が困難である。また、調理師等の人材確保が厳しい情勢にあり、委託業者の受託可能校数が、ほぼ横ばいとなっている。こうした中、大幅に委託校を増やすことは難しい状況である。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	調理師の退職動向を踏まえ、新たに1校(あまよう特別支援学校)と、令和4年度末に契約終了となる委託校(6校)の業者選定を行う。委託校における調理業務の遂行状況を確認・指導、委託事業者へのヒアリングを実施するなど、安全・安心な給食提供に努める。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆中学校給食関係事業(学校給食センター整備運営事業含む) <主担当課：中学校給食担当>

<施策評価との関係>

目的	成長期にある生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた給食を提供することにより、健康の保持、体位の向上を図るとともに、学校給食を生きた教材として活用しながら食育の推進に取り組むことにより、食に関する正しい理解と望ましい食習慣を身に着けることを目指す。
取組と成果	周辺住民等への対応や関係部署と調整しながら、建設を進めてきた学校給食センターが完成した。また、献立作成、初度消耗品調達、教職員研修会の実施、運営シミュレーションなどの開業準備を行い、令和4年1月12日から中学校給食を開始した。開始後は、給食の提供に加えて、生徒に配付する献立表に、食育に関する記事を掲載した「食育だより」を発行した。
課題	調理、配送、維持管理など、要求水準書等で定められた多岐にわたる業務内容をモニタリングする体制を構築し、また、生徒が食に関する正しい理解と、望ましい食習慣を身に着けるよう、教育委員会事務局、学校、家庭が連携して食育に取り組む必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	引き続き、効率的で安定した事業運営を行うため、事業者(SPC)に対してモニタリングを実施するなど、安全で安心なおいしい給食の提供に取り組む。また、生徒が食に関する正しい理解と望ましい食習慣を身に着けるよう、「食育だより」による情報の発信を行うなど食育を推進する。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆校務員業務の執行体制の見直し <主担当課：職員課>

<施策評価との関係>

目的	児童生徒が安全に学校生活を送ることができ、また、教職員が安心して児童生徒の指導などにあたることができるよう、学校の環境整備を行う。
取組と成果	校務員業務について、令和元年8月から3校を委託、令和3年度には新たに10校を追加し、13校（小学校6校、中学校6校、特別支援学校1校）の委託を行っている。それらの実績として、技術面や業者ならではの専用機材の活用、児童生徒との関わり方など、学校からは一定の評価を得られている。
課題	これまでの委託の実績を踏まえ、安定的な体制での委託校拡大を進める必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	令和3年度が提案型事業委託制度の最終年度となったことから、これまでの委託内容や成果を踏まえ、令和4年度から、プロポーザル方式による業務委託を実施し、引き続き学校の環境整備を充実させるとともに、委託校の効果検証を行っていく。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆教育 ICT 環境の整備 <主担当課：学校 ICT 推進課>

<施策評価との関係>

目的	教育 ICT の環境を「わかりやすい授業の実施と児童生徒の情報活用能力の育成」、「セキュリティ強化」、「校務の情報化による業務の効率化」という視点で一層の充実と適正化を図ることで、児童生徒及び教職員の ICT を活用する基盤を整備する。
取組と成果	課題であった通信容量の確保を図り、令和3年9月からの本格稼働を円滑に進めるため、学校から直接インターネットへ接続する回線を整備し、教育情報システム再構築事業を着実に進めた。
課題	学習者用デジタル教科書等の ICT 機器を活用した新しい授業スタイルに対応した基盤の検証を進めていくとともに、国の取り組みや社会情勢の変化に応じた ICT 環境の整備を進めていく必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	引き続き ICT 支援員等を活用し、学校における ICT 機器を利用した授業支援の検討を行っていく。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆療養児等学習支援事業 <主担当課：学校 ICT 推進課>

<施策評価との関係>

目的	病気療養児等、学校に通学することができない児童生徒に対して、ICT を活用して学習保障を行うための環境整備を図り、教育の機会均等を確保する。
取組と成果	遠隔地からリモート操作できるタブレットスタンドを導入し、病気療養等の理由により学校に通学することができない児童生徒に対し、学校の授業に疑似的に参加できる環境を整備した。同時に、通信環境がない施設等で使用するための LTE 付き Wi-Fi ルーターを確保し、学校からの要請に応じて貸出を行った。
課題	引き続き、病気療養等の理由により通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、自宅や病院において遠隔教育を行うことを含めた、効果的な ICT 活用を推進する必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	学校からの要請に応じて、タブレットスタンドや LTE 付き Wi-Fi ルーターの貸出を、引き続き、実施していく。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆学校環境における危機管理 <主担当課：保健体育課>

<施策評価との関係>

目的	児童生徒が安心安全な環境で学校生活を過ごすことができるよう、安全環境の最適化を図る。
取組と成果	学校園事故に対する事故報告が徹底され、事故ごとに都度、検証と原因分析の振り返りを行うことができている。また事故の内容により、当該校だけの振り返りに留めず、全校園に共有・注意喚起を行うとともに、学期末及び年度末には事故統計を共有し、事故の再発防止に努めている。これらの取組が、事故の再発防止はもちろん、万が一の事故発生時の初動の向上にも繋がっている。
課題	事故報告については、発生時の活動状況等を学期ごとに集約、分析し、メールにて全学校園において共有している。今後も継続して、事故報告を集約、分析し、全学校園において共有することにより、事故の未然防止に向けた対策と注意喚起を促していく必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	引き続き、まずは事故発生時の未然防止のため取組をすすめることはもちろん、万が一発生した事故については適切な初動が行えるよう、都度しっかり振り返りを行っていく。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

(このページは白紙です)

8 教員の育成・勤務環境の整備 — 児童生徒と向き合える環境の整備 —

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 社会が急速に変化し、学校園に求められる役割がますます多様化する中、教員一人ひとりのキャリアプランを踏まえた幅広い研修体系の構築による計画的な人材育成、バランスの取れた人事配置などに取り組みます。
- ・ 児童生徒一人ひとりに寄り添った教育に取り組むため、児童生徒と向き合う業務に一層注力することができる環境の整備を目指します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ あまっ子ステップ・アップ調査結果から自校の傾向などの分析に取り組むための研修の実施
- ・ 全小学校及び特別支援学校へのスクール・サポート・スタッフ配置の成果と課題を踏まえた配置時間の拡大や全中学校へ配置の検討
- ・ 部活動指導員のモデル校配置の成果と課題を踏まえた配置拡大などの検討
- ・ 市全体または学校園で実施している行事などについて、教員の働き方改革と児童生徒の負担軽減の観点から、必要性・有効性・効率性などを改めて検証した上での抜本的な見直し
- ・ 教員と事務職員が一体となって学校運営にあたるための勤務環境の整備・見直し
- ・ 体罰根絶に向けた有識者会議からの提言を受けた再発防止策の徹底

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ あまっ子ステップアップ調査結果の分析から見える各学校の傾向などを踏まえた研修カリキュラムの再構築
- ・ 就学前教育、学力・体力向上、道徳教育、特別支援教育など、児童生徒の成長過程を踏まえ、系統立てた研修体系へ再構築
- ・ 組織の活性化に向けた県立高等学校や他市の市立高等学校との人事交流の活性化の検討
- ・ ICT 環境整備における校務系システム更新による教員の校務効率化、勤務時間の可視化による働き方改革に向けた意識啓発
- ・ 教員の負担軽減などに向けた学校給食費の公会計化

◆教職員勤務時間の適正化 <主担当課：職員課>

<施策評価との関係>

目的	教職員が、ワークライフバランスを図りながら、心身ともに健康で、専門性を高め、指導力を発揮できるよう教職員の業務削減や職場環境づくりに取り組む。
取組と成果	令和2年10月からは、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校への自動音声応答サービスの導入をはじめ教職員業務の負担軽減及び勤務時間の適正化などこれまでの取り組みに一定の成果があったといえる。また、令和元年10月より市内小学校及び特別支援学校に、令和2年度からは、小学校、中学校及び特別支援学校にスクール・サポート・スタッフを配置した。コロナ渦で業務量が増える中、感染症対策や学校行事等の準備補助、提出物の受取・確認をスクール・サポート・スタッフが担っていることから全校への実態調査の結果では、教職員の負担が軽減されていると「大変そう思う」の令和3年度割合が前年度に比べ8.2%上がっている。
課題	自動音声応答サービスシステムの導入など教職員の負担軽減への取組と合わせて学校での行事の精選や部活動への関わり方など業務そのものの削減に取り組む必要がある。また、スクール・サポート・スタッフの具体的な業務内容や教員の具体的な軽減内容を把握し、今後の配置体制を検討していく必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	令和4年度から市内各校で運用を開始する出退勤システムを活用し、より正確に勤務実態を把握するとともに、スクール・サポート・スタッフについては、各校への実態調査の結果をもとに、業務内容や必要性を明確にし、更なる学校運営の充実につなげていく。令和3年度は地方創生臨時交付金を活用し、年度途中(9月)より追加配置を行い、各校2名のスクール・サポート・スタッフを配置していたが、令和4年度も引き続き交付金を活用することで、年度当初より各校2名ずつの配置を予定している。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆教育支援体制の充実 <主担当課：職員課>

<施策評価との関係>

目的	市立幼稚園に対するニーズは多様なものになり、子育て支援事業等、幼稚園が実施している事業は増加傾向にある中、市立幼稚園の教育支援体制の更なる充実を図る必要があるため、全ての幼稚園に教育支援員を配置する。
取組と成果	通常学級と特設学級との狭間にある幼児に対する支援をはじめ学級全体の保育に係る支援体制を強化するため、令和3年度より全ての幼稚園に教育支援員を1名ずつ配置した。成果として、理解して動くことが難しい幼児にその場で声をかけるなど、適切なタイミングで必要な援助を行うことが可能になった。
課題	近年、教育上特別の支援を必要とする幼児などが増加傾向にある中、市立幼稚園において、通常時も特別な支援を必要とする幼児も含めた「インクルーシブ教育」を推進していくことが求められることから、個々の幼児の特性に応じたきめ細やかな支援を継続するため、更なる教育支援体制の構築について検討する必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	引き続き、全ての幼稚園に教育支援員を1名ずつ配置し、通常クラス等において教育上特別の支援を必要とする幼児への保育をサポートする。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆体罰防止研修 < 主担当課：学び支援課 >

< 施策評価との関係 >

目的	体罰防止に対する教職員の意識改革をはじめ、意識の醸成や意欲向上を図り、体罰根絶を図る。
取組と成果	一般教職員向けに、アンガーマネジメント・ストレスコントロール研修、部活動指導教員向けに体罰防止指導方法研修、管理職向けには体罰防止マネジメント研修を各2回実施した。各対象の研修において、令和3年度に策定した「体罰防止等ガイドライン」を周知した。また、こうした取り組みを通して、組織運営やコーチング理論、ストレスケアやアンガーマネジメントについて学んだ。
課題	「体罰防止等ガイドライン」の周知が、引き続き必要である。また、令和3年度は具体的な事例を盛り込んだが、実践に生かせるようにより具体例を増やす必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	「体罰等防止ガイドライン」に沿った上で、具体的な事例を盛り込んだ研修を実施する。また、令和2年度から開始した特別研修の締め括りの年度であり、学んだことが実践に生かせるような研修とする。

施策
1
地域コミュニティ・学び

施策
2
人権尊重・多文化共生

施策
3
学校教育

◆未来の学び研究事業 < 主担当課：学校ICT推進課 >

< 施策評価との関係 >

目的	社会の変化に伴う新しい教育課題に対する先進的な研究を行い、教職員の指導力向上を図る。尼崎市版 GIGA スクール構想 (AGS) の実現に向け、ICT を活用した授業方法に関する先導的な研究を進め、教職員の ICT 活用指導力向上を図る。
取組と成果	ICT 活用推進部会では、全ての小・中・特別支援学校で編成された ICT 活用推進チームのメンバーが各校の取組を共有し、市内全体で活用が推進されるような仕組みを作ってきた。また、尼崎市版 GIGA スクール (AGS) リーディング・プロジェクト校を指定し、デジタル教科書や教材・アプリなどの実証研究を行い、その成果を市内の学校へ還元した。
課題	令和3年度から一人一台端末が本格的に稼働しているなか、さまざまな学習場面の中で ICT 機器を効果的に活用した学習活動が展開される必要がある。そのためにも、学校間・学校内での活用状況に極端な格差が生じないように、全ての教職員の ICT を使った指導力向上を図る取組が必要である。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	ICT 活用推進部会で市内各校の優れた取組の共有化を図るとともに、教員の ICT 活用指導力のレベルに応じた研修等の対応を検討し実施していく。また、モデル校や研究部会における先進的な実証研究について成果を還元していく。

施策
1
地域コミュニティ・学び

施策
2
人権尊重・多文化共生

施策
3
学校教育

◆人権研修

＜主担当課：学び支援課＞

＜施策評価との関係＞

目的	教職員については、教育活動を通じて子どもが自らを尊い存在であると感じ、また他者に対しても同様に感じるようになるように育成する指導力が求められる。そのため、人権問題や人権教育に関する認識を深めるための研修を実施し、資質と指導力の向上を図る。
取組と成果	「多文化共生」「ヤングケアラー」「子どもの権利条約」「LGBTQ」をテーマにした人権教育研修講座を開講するとともに、全ての小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、人権に関する校内研修を実施した。
課題	いじめ、体罰、不登校、虐待等、子どもを取り巻く様々な人権問題や多様化する問題に応じて、時宜にかなった研修を企画・立案する必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	引き続き、子どもの人権にかかる多様な課題（ヤングケアラー・LGBTQ等）に対応した研修を、夏季休業を中心とした時期に4回実施する。これらの研修を通して、人権にかかわる教育課題に対する理解を深め、指導力の向上を図る。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

9 学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実 ―学びの活動の輪が広がり、循環する仕組みづくり―

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 地域学校協働活動を、地域全体の新しい人づくり、つながりづくりの機会として捉え、子どもに関わる活動への多様な地域住民の参画や子どもたちの地域への関わりをきっかけとし、地域づくりに関する新たな課題に対応する学びの活動の輪が広がり、循環する仕組みづくりを目指します。
- ・ 社会教育の強みを活かし、あらゆる市民それぞれに適した学びを通じ、人づくり、つながりづくり、地域づくりを推進します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 地域学校協働活動を教職員や地域に浸透させ、一層充実したものとなることを目的とした、研修や市政出前講座の実施、PTA 向け学習会などの充実
- ・ 学校と地域との連携・協働をさらに推進し「地域とともにある学校づくり」を実現するため、モデル校における「コミュニティ・スクール」の導入
- ・ 人権教育小集団学習などの学びの活動を持続可能なものとするため、活動のきっかけづくりをはじめとする教育委員会事務局によるサポートを充実

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けた地域と一体となった活動の充実
- ・ 小学校以外の学校における地域学校協働活動の検討、及びコミュニティ・スクール導入校の拡大に向けた検討
- ・ 生涯学習の推進に向け、教育委員会と市長部局の連携を一層強化するための取組の検討

◆コミュニティ・スクールの拡大 <主担当課：社会教育課>

<施策評価との関係>

目的	市立学校に学校運営協議会を設置し、地域住民等が学校運営協議会に当事者として参画する「コミュニティ・スクール」の仕組みを導入することにより、「地域とともにある学校づくり」を推進する。
取組と成果	小学校8校のモデル実施で学校運営協議会の立上げ、運営のノウハウを蓄積することができた。学校運営協議会委員と学校の顔の見える関係づくりを通して、地域からの支援が得やすくなるとともに教員が地域との連携の重要性を改めて体感することができた。また、令和4年度の拡充に向け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく学校運営協議会の設置等に関する規則を制定した。
課題	学校運営協議会制度を定着させるため、学校管理職のみならず、教員の理解を深める必要がある。また、中学校、高等学校に順次、拡大できるよう、学校現場の意見を聴くとともに先進事例の調査や関係機関との連携を図りながら準備を進める必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	モデル校の取組を踏まえ、新たに小学校10校に学校運営協議会を設置するとともに、令和5年度から中学校に拡大できるよう、学校及び関係機関との調整を行う。また、学校運営協議会委員や一般教員向けの研修を実施するほか、情報紙の発行等により幅広く、制度の周知を図る。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆人権啓発活動・リーダー育成事業 <主担当課：社会教育課>

<施策評価との関係>

目的	基本的人権が尊重される地域社会の形成に向け、自己肯定感を育むとともに、多様性（ダイバーシティ）について理解を深め、互いを尊重する人権意識の高揚・定着を図る。また、市民の人権学習会等で助言する市民のリーダーを育成することにより、人権学習の推進と充実を図る。
取組と成果	学校園を中心に広く市民に配布する啓発リーフレットは子どもと保護者が一緒に学ぶことを意識して作成し、令和3年度は聴覚障害をテーマに聴覚障害者とのより良いコミュニケーションの取り方について学識経験者と聴覚障害者から助言を得て作成するとともに障害を個人の問題ではなく社会の問題と考える社会モデルについて周知を図った。また、PTA等、市民グループによる主体的な学習を推進する人権教育小集団学習においては、学習回数や実施方法を昨年度に引き続き緩和し、昨年度と同数の38グループが活動を継続することができた。さらに、グループのリーダー向け研修も一般参加ができるよう公開講座とするほか、夏休みに親子を対象とする手話体験講座と聴覚障害をテーマとした映画観賞会を実施する等、学習の機会の提供に努めた。
課題	人権教育小集団学習は、各学校園のPTAで結成されているグループが多いことから、最近のPTA活動のスリム化によりグループ数が減少しており、その対応を検討していく必要がある。また、人権教育小集団学習を市民主体の学習会とするため、市民で人権教育に熱意のある「人権啓発推進リーダー」が助言者として参画しているが、同リーダーについては担い手育成の必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	人権教育小集団学習会が継続されるよう参加者の負担軽減を図るとともに、PTAが実施している人権委員の活動等、類似する学習会との融合について検討する。また、学習会の中から推進リーダーが生まれるよう人材を育成していく。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆少年補導活動事業・青少年健全育成啓発事業 <主担当課：社会教育課>

<施策評価との関係>

目的	問題行動を起こしている青少年の早期発見・指導を行い、青少年の非行化を防止するとともに、青少年の健全育成のため、市民が青少年の非行問題を自らの問題として捉え、その防止に取り組むよう意識の向上を図る。
取組と成果	コロナ禍により大人数での補導活動が難しいことから、少人数による地域補導に重点を置いた活動を実施した。また、少年補導委員が減少傾向にあることから、現在の補導体制を勘案した定数の見直しと、少年補導委員の負担軽減を図るため事業の簡素化に取り組んだ。青少年とインターネットの問題については、青少年及び保護者、地域住民向けの啓発パネル展を実施した。
課題	少年補導委員数は年々減少し、活動内容も補導から見守りに変化している一方、青少年の健全育成には、地域の目が欠かせないことから、より効果的な活動のあり方を検討する必要がある。また、青少年のインターネットを利用した非行等を未然に防ぐための啓発活動を、引き続き行う必要がある。 【参考】少年補導委員数：令和元年度 357人、令和2年度 322人、令和3年度 320人（各年度3月1日現在人数）
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	少年補導委員により組織された少年補導委員連絡協議会の意見を参考としながら、青少年の補導や見守りのより効果的な活動のあり方を検討する。青少年のインターネットを利用した非行等については、関係機関から情報を収集し、状況把握に努めるとともに、市民が青少年の非行問題を自らの問題として捉え、その防止に取り組むよう啓発を行う。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆学社連携の推進 <主担当課：社会教育課>

<施策評価との関係>

目的	地域の方々の活動や学習の成果を活かすとともに、子どもたちの学びや育ちを支援する仕組みづくりを促進し、学校を核とした活動を通じて地域のつながり、教育力の向上、地域の活性化を図る。
取組と成果	地域学校協働活動を通じて、地域の方がやりがいを感じたり、コーディネーターや地域担当職員で情報共有が図られたほか、児童発意の地域のクリーン作戦を地域振興センター、コーディネーターがサポートして行うなどの事例があった。
課題	小学校における地域学校協働活動については、各学校の状況を踏まえ、より一層の活動の浸透を図るため、効果や魅力に関し、学校、地域において理解者を増やす必要がある。また、中学校にも地域学校協働活動を広げていく必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	地域学校協働活動の実践者である地域住民や教員等を講師とする学校管理職及び教員研修を実施し、やりがいや効果についての周知を図る。活動の参加者の幅を広げるため、継続して情報発信するほか、地域課との連携をさらに進める。中学校においては、小学校のノウハウを活かし、学校現場の意見を聴きながら、コーディネーターの選定等、令和5年度からの地域学校協働活動の実施に向けた取組を進める。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆学校施設の地域開放 ＜主担当課：学事企画課＞

＜施策評価との関係＞

目的	「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校施設の地域開放制度を地域学校協働本部と密接に関連付けるなど、市民が気軽に学校施設を利用できるよう制度を見直し、「地域とともにある学校づくり」のさらなる推進を図る。
取組と成果	地域開放制度については、令和3年度からの本格実施にあたって、地域学校協働本部と学校が協働で企画し、子どもの学びに資する活動を実施する場合は、より使いやすい制度となるよう、使用に係る各種書類の提出を不要とし、学校施設の目的内使用として取り扱うこととした。制度のPRとともに、小学校が自校の活動を発信・情報共有できるよう、全ての小学校のホームページに「地域の活動」ページを加えるなどの取組を進めたが、令和3年度は結果として利用の実績はなかった。
課題	地域開放制度について、これまで市ホームページや市報、学校ホームページ等を活用して周知を図ってきたが、新型コロナウイルスの感染拡大等により実質的に地域開放制度の利用が困難な状況が続いていること等から制度利用が浸透していない。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	地域開放制度の周知については、引き続き各種媒体を活用したPRを行うとともに、社会教育課や各地区の地域課等と連携して、特に地域学校協働活動が盛んなところに対して積極的な情報発信を行う。

施策
1
地域コミュニティ・学び

施策
2
人権尊重・多文化共生

施策
3
学校教育

10 文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供 —地域の歴史、読書、スポーツに親しむ機会の提供—

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ まちの魅力向上やシビックプライドの醸成、学ぶ機会の創出、生涯を通して学び、スポーツに親しめる環境づくりといった、社会教育に係る事業や施設の効用を最大限に活かします。
- ・ 市民の学び・活動を支える施設として、生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らすための学習ニーズに応えていくため、地域の歴史、読書、スポーツに親しむ機会の提供の充実に取り組みます。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 令和2年10月開館予定の新博物館に合わせた魅力あふれる常設展示の構築、開館記念特別展や企画展の積極的な展開
- ・ 市民とともに歩む博物館に向け、市民ボランティアの養成や市民団体と連携した活動など、まちづくりの活動にもつながる取組の推進
- ・ 自習等の利用から本の貸出利用へとつなげる導線など、若年層が市立図書館を気軽に利用できる仕組みの構築
- ・ 東京オリンピック・パラリンピックやワールドマスターズゲームズ関西など、大規模国際大会を契機としたスポーツ活動の更なる推進
- ・ 誰もがスポーツに参画できる生きがい・健康づくりの場となる、(仮称)健康ふれあい体育館(地区体育館と老人福祉センターの複合機能を有する施設)の整備

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 新博物館と尼崎城、中央図書館の連携による都市魅力の向上と交流人口の増加に向けた歴史文化資産を活かす取組の推進
- ・ 図書館司書や図書ボランティア向け研修の実施、市内の教育機関との連携、レファレンス機能の強化など、多様な人々の情報・交流拠点としての市立図書館の役割強化に向けた検討
- ・ 別途策定する「尼崎市スポーツ推進計画」に基づく、スポーツ施設の利便性の向上やニーズに合ったスポーツプログラムの提供などによる、地域スポーツ環境のさらなる充実



◆魅力ある歴史博物館の運営 ＜主担当課：歴史博物館＞

＜施策評価との関係＞

目的	歴史博物館において尼崎の歴史資料や文化財を積極的に展示・公開し、市民や他都市からの来訪者の尼崎の歴史・文化財に対する関心を高めるとともに、シビックプライドの醸成や観光地域づくりに貢献する。また、市民ボランティアの養成と参画促進に取り組むとともに市民グループとの協働も図り、市民と共に歩む博物館を創出していく。
取組と成果	歴史博物館では、豊かな尼崎の歴史をわかりやすく伝える常設展示や特別展及び企画展の開催、兵庫県立歴史博物館の巡回展誘致などに取り組み、令和3年度の来館者は45,171人となった。また、本市の公文書館機能を担うあまがさきアーカイブズの相談件数は2,293件となった。さらに常設展示や施設等を紹介する音声ガイドシステムの導入、動画の作成・配信に取り組んだ。ボランティア活動については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により制限されたが、感染症対策に意を用いながら活動を継続した。
課題	尼崎の歴史を学ぶ機会の提供や情報発信機能を高め、市内外からの来館促進やリピーター獲得に努めるため、潤沢な収蔵資料を活かしつつ、常設展示をはじめとした展示事業のさらなる充実と魅力向上を図るとともに、近隣施設等との連携、PRが必要である。また、歴史博物館の事業運営は市民ボランティア活動に支えられており、引き続き新たなボランティアの養成や活動のさらなる活性化を図る必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	歴史博物館では特別展1回と企画展3回を開催する。秋に開催する特別展「初代尼崎市長櫻井忠剛と勝海舟・川村清雄」では、貴重な本市収蔵資料や他施設から借用した資料を展示し、本市の魅力を発信する。リピーターの獲得に向けては、常設展示室の継続的な展示替えや、時宜にかなった特別陳列など、様々な工夫や仕掛け、情報発信を行う。田能資料館では復元高床倉庫の建替に取り組む。市民ボランティアについては新型コロナウイルス感染症対策を講じながら活動を継続させるとともに、活動の様子や成果を積極的に情報発信する。また、参加者の意見も聞きながら、新たなボランティア活動のあり方についての検討を行う。

施策1 地域「コミュニティ・学び

施策2 人権尊重・多文化共生

施策3 学校教育

◆歴史遺産の保存と活用 ＜主担当課：歴史博物館＞

＜施策評価との関係＞

目的	文化財や歴史資料等の収集・調査・整理を進め、地域資産として有効活用できるように保存・公開することにより、地域の歴史を学ぶ環境づくりを進める。また、歴史遺産を保存し活かす活動に取り組む市民グループ等との連携・協力を進め、地域の歴史遺産の保存・活用を図る。
取組と成果	令和3年度は江戸期に描かれた尼崎城下町の絵図2点を新たに市指定文化財に指定し、公共事業に伴う遺跡の発掘調査を実施するなど、文化財保護に取り組んだ。講座・体験学習といった事業については社会情勢を鑑み、感染症対策を行いながら実施した。
課題	市民の貴重な財産である文化財を保護し後世に伝え、活用していく取組を着実に推進する必要がある。こうしたなか、地域とともに保存を実現した富松城跡やユニチカ記念館などの地域の歴史遺産の保存活用に向け所有者を含めた関係機関等との連携や協力が求められている。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	文化財保存活用地域計画(案)の策定に向けて調査・検討を開始する。また、ユニチカ記念館の保存と活用について、関係機関等の動向を注視しながら、市として協力可能な取組について検討していく。

施策1 地域「コミュニティ・学び

施策2 人権尊重・多文化共生

施策3 学校教育

◆地域の歴史を学ぶ機会の充実<主担当課：歴史博物館>

<施策評価との関係>

目的	市民や子どもたちが尼崎の歴史・文化財に触れる学習機会や場の充実を図り、身近な地域の歴史・文化財に対する関心を高める。
取組と成果	市民参加事業の休止や規模縮小が余儀なくされるなか、歴史博物館の開館にあわせた記念講演会や市民向けの歴史講座、体験型ワークショップなど尼崎の歴史に触れる事業を実施したことで784人の来館があった。また、学校教育と連携した企画展「むかしのくらし・むかしの小学校」を開催した。田能資料館では来館できない学校園とオンラインでの授業の試行に取り組んだ。
課題	市民や子どもたちが歴史に触れ、学ぶ機会の提供について、より効果的で魅力ある内容へと充実を図る。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	企画展に関連したテーマの市民講座の実施や学校教育と連携した事業に積極的に取り組むとともに、引き続き尼崎城をはじめとした周辺施設等との連携事業を展開する。

施策
1
地域「コミュニティ・学び

施策
2
人権尊重・多文化共生

施策
3
学校教育

◆学びを支える機能の充実と連携促進 <主担当課：歴史博物館>

<施策評価との関係>

目的	公文書館機能を備えた歴史博物館として、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等を将来の市民に伝え、その利用に供する。また、学び支える施設である歴史博物館と図書館等との有機的な連携を図ることで情報資源の収集・蓄積・提供していく機能を高め、市民がより使いやすく親しみやすい施設の実現に努め、市民の学びを支える。
取組と成果	公文書管理等条例の施行に向けて歴史的公文書の保存・利用の仕組みづくりに取り組んだ。学びを支える施設の連携促進については「『尼崎市史』を読む会」を中央図書館・北図書館で実施し、市民の歴史を学ぶ場を提供するほか、歴史博物館・中央図書館・尼崎城の3施設連携イベント等に取り組んだことで、来館者の各施設への周遊をうながすことができた。
課題	歴史的公文書の市民利用制度の着実な運用が必要である。特に新型コロナウイルス感染症等についての記録を収集保存し後世に伝えていく必要がある。学びを支える施設の連携促進については、現状においては個別・単発的な連携・取組に留まっており、総合的・長期的視点からの有機的連携を図り、市民の利便性向上や学びの充実につなげていく必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	公文書管理等条例に基づく歴史的公文書の保存・利用の制度を着実に運営する。特に新型コロナウイルス感染症等について後世に伝えるため資料の収集と整理に取り組む。また、MLA連携（博物館・図書館・公文書館機能の有機的な連携）の効果的な取組を検討するとともに、歴史文化を活かした城内地区の賑わい創出や学習機会の提供、市民の学びと活動の循環に寄与するよう各種事業に取り組む。

施策
1
地域「コミュニティ・学び

施策
2
人権尊重・多文化共生

施策
3
学校教育

◆市民のスポーツ実施率の向上に向けた取組の推進 < 担当課：スポーツ推進課 >

< 施策評価との関係 >

目的	様々なスポーツ施策を通じて、健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合の向上を図る。
取組と成果	健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合は45.0%となり、令和2年度と比べて0.6ポイント低下した。外出の自粛が緩和され、スポーツ施設をほぼ通常どおりに運営できたものの、新型コロナウイルスの影響前の水準には戻らなかった。東京オリンピック関連事業では、新型コロナウイルスの影響により、一部事業内容を変更したが、事前合宿チームの一般観覧を行うなど、市民にトップレベルのスポーツに触れ親しむ機会を提供した。
課題	市民の関心が高い東京オリンピックに関連した事業を実施したことで、市民のスポーツや運動に対する機運醸成を図ることができたが、ワールドマスターズゲームズ2021関西が再延期されるなど新型コロナウイルス感染症の影響は依然として続いており、オリンピックにより高まったスポーツへの機運を継続するよう、スポーツや運動への意識付けや環境を整える必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	東京オリンピックで高まった市民のスポーツへの機運を継続させるため、新型コロナウイルスの影響により中止となっていた市主催のスポーツイベントを実施するとともに、連携協定を締結したV2リーグ「クボタスピアーズ」と協力し、中学生対象のバレーボール教室や高等学校バレーボール部との交流試合等を実施する。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆社会体育施設を拠点とする健康づくりの推進 < 担当課：スポーツ推進課 >

< 施策評価との関係 >

目的	地区体育館で実施する「健康づくり教室」事業などにより、地区体育館等の利用者数を増やし、市民の健康づくりや地域コミュニティづくりの促進を図る。
取組と成果	子どもが運動を始めるきっかけとなるよう、スポーツ振興事業団と協力して、子ども向けがんばりカード（尼っ子がんばりカード）を本格実施した。また、令和2年度の臨時休館等の影響で落ち込んだ利用者数を回復させるため、感染症対策の徹底や新規受講者の獲得に向けた広報の充実（市報綴じ込みによる全戸配布）を行った。その結果、令和2年度に比べて利用者数が78,374人増加した。
課題	尼崎市スポーツ推進計画に基づき、スポーツ振興事業団と一体となって、市民・利用者のニーズに沿った事業を展開するなど、記念公園や地区体育館において、スポーツや運動に親しむ環境づくりを推進していく必要がある。また、公共施設マネジメント基本方針に沿った施設改修に伴う休館が予定されているが、事前周知等を徹底し、利用者への影響を最小限にする必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	記念公園や地区体育館等を拠点として、引き続きスポーツ振興事業団と連携しながら、市民の健康づくりを促進するとともに、スポーツや運動に親しむ機会の創出に取り組んでいく。また、（仮称）健康ふれあい体育館の整備に向けた取組を行うほか、学校部活動の地域移行へ向けたモデル事業として、スポーツ振興事業団と協働し、市内中学校の運動部活動に対して指導補助員を派遣するなど、学校教育や地域コミュニティ、健康支援といった本市施策の推進における事業団との連携強化を図る。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆図書に親しむ機会の創出 <主担当課：中央図書館>

<施策評価との関係>

目的	図書館事業の実施や、図書館以外で貸出・返却等のサービスを受けられる環境を整備することにより、市民の読書推進を図る。
取組と成果	講演、講座等の行事を実施し、市民の学習機会の提供と利用促進に向けた取組を行うほか、「おすすめする100冊の本」を全児童に配布するなど、学校との連携を図った。また、電子書籍導入やSNSでの発信強化を図るなど、市民の読書活動を推進した。
課題	コロナ禍前（平成30年度）と比較して貸出利用者数は、令和2年度14.8%、3年度3.2%、貸出冊数は令和2年度12.7%、3年度1.7%減少した。図書に親しむ機会を創出する施策を実施し、市民の生涯学習・読書活動のさらなる推進により、コロナ禍前の水準以上に利用者数等の増加を図る必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	次期図書館システムの構築に伴い、ホームページの改善や新たな機能の追加により利用者サービスの向上を図る。電子書籍では、コンテンツ数増や市民が選びやすいよう特集を充実させ、貸出タイトル増加を目指す。また、中学校図書室への司書の配置に伴い学校と連携、情報交換等を行い、子どもの読書活動推進を図る。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

◆図書館運営方針の進行管理 <主担当課：中央図書館>

<施策評価との関係>

目的	本市図書館行政の目的や方針を明確にするとともに、各種施策において個々の取り組みの目標を具体的かつ明確にし、どこに重点を置くかなどの方向性を定めた「尼崎市立図書館基本的運営方針」に基づき、事業の進行を管理し、適正な図書館運営を図る。
取組と成果	「尼崎市立図書館基本的運営方針」をもとに、事業の進行を管理し、適宜、教育委員会、社会教育委員会へ報告することにより適正な図書館運営を図った。
課題	事業を実施後は、点検・評価を行い、地域の情報・交流拠点としての役割を果たすため、より効果的な図書サービスの充実を目指し、生涯学習プラザとも連携した取組を進める必要がある。
令和4年度の取組方針 (新規・拡充等)	方針に定める各施策を着実に推進するために年間事業計画を作成し、それに基づいた事業を展開する。また、事業計画の進行状況について第三者からの点検・評価を受ける体制を整える。また、生涯学習プラザと連携を密にし、地域での読書推進活動やニーズに応じた図書の品揃えなど、図書サービスの充実を図る。

施策1
地域コミュニティ・学び

施策2
人権尊重・多文化共生

施策3
学校教育

(このページは白紙です)

IV 総評

教育委員会事務局 教育長 白畑 優

令和3年度は、新型コロナウイルスの新たな変異株が急速拡大するなど、引き続き、先行きが不透明な中、様々な対応に追われる1年であった。各学校園においては、それぞれの立場で感染防止に努めながら学校教育活動をできるだけとめないとの方針のもと、子どもたちの安全確保と学びの保障に取り組んだところである。

令和4年度は本市の教育振興基本計画を策定して3年目を迎える。本計画では「未来志向の教育」「個の尊厳や人権の尊重」「家庭・地域社会との連携」の3つの柱を教育の基本方針に据えており、これを踏まえ、教育委員会の各種事業・取組を進めている。

これまでの小・中学校の学力向上に向けた地道な取組が着実に成果に結びつき、全国学力・学習状況調査では小学校6年生の算数が初めて全国平均と並ぶ結果となったところである。今後は、令和3年度に本格稼働したICT教育により教育環境が大きく変化したことから、ICT教材を活かした更なる学習支援や教職員のICT指導力向上にも取り組んでいく。

一方、インターネットが普及すると、自分に興味があることのみ検索するという調べ方になりがちになるが、子どもたちには新しい言葉や知識と出会い、知見を広げてほしいと考えている。そのため、令和4年度は中学校図書室へ「学校司書」を配置し、子どもの読書習慣を育成することで、国語力の向上を図っていく。

また、学力向上だけでなく、近年増加傾向にある医療的ケア児への支援も求められるところであり、令和4年3月に策定した「医療的ケア実施体制ガイドライン」を市立学校園において運用を開始するとともに、看護師派遣の拡充を行っている。

さらに、市立幼稚園も大きな転換期にある。令和3年度に「尼崎市立幼稚園あり方検討会」からの報告書が提出されたこと受け、現行の幼稚園教育振興プログラムに代わるこれからの就学前教育の方向性を示したビジョンの策定を進める。

加えて、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題が複雑化・多様化するなか、「地域とともにある学校づくり」を図るため、地域住民等が学校運営の当事者として参画する「コミュニティ・スクール」を推進する。

市立高校の改革については、市立高校の今後の方向性を示したスクールミッション「Agency」に基づき各学校でスクールポリシーを策定するとともに、地域とのつながりを大切にしながら、各校の特色を生かした魅力ある学校づくりを令和4年度新たに設置した高校教育課と学校が連携して取組を進めていく。

また、いじめに対する取組については、複数の重大事態事案が発生していることから、尼崎市いじめ問題対策審議会からの答申を踏まえ、丁寧かつ適切な対応を行っていく。令和4年度は、情報モラルの向上を図るため、小・中学校に加え高等学校においても専門的知識を有する支援員による出前授業の実施や、校種の枠を超えて児童・生徒が話し合うスマホサミットを開催し、学びを深め、取組の輪を広げていく予定である。

今後も引き続き、教育振興基本計画に示されている、教育を通じて目指す人間像、「目標や希望を持ち、生涯を意欲的に生き抜くことができる人」「人の気持ちや立場を尊重し、互いに協働・協力できる人」「多様な他者と協働して、主体的に地域社会に関わる人」の育成に努めていく。

園田学園女子大学人間教育学部 教授 堀田 博史 氏

教育委員会事務点検・評価報告書は、計画に掲げる施策（事業）の施行状況を「目的」「取組と成果」「課題」「令和4年度取組方針（新規・拡充等）」に区分して、分かりやすく記載されており、大変読みやすくなっている。

例えば、19ページ確かな学力の保証（小学校）の「取組と成果」では、「小学校の2～6年生で前年度よりD層の割合が減少した。」とあり、「課題」に、具体的な数値を入れた分析が記載されている。さらに「令和4年度取組方針（新規・拡充等）」では、「市内10校に実施校を増やす」など、課題解決に向けた対応が明確に記載されている。同じく、29ページいじめ対応についての「取組と成果」では、「いじめ認知件数は、前年度に比べ1,689件増加した。」とあり、「令和4年度取組方針（新規・拡充等）」で「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、また福祉機関等と積極的に連携を行えるよう意識を高めていく。」と取組内容が理解しやすく記載されている。

しかし、以下のいくつかの点で具体性に欠ける記載がある。

- (1) 15ページ幼稚園教育振興事業の「取組と成果」では、「教師間の連携がさらに深まり・・・（中略）などの成果が見られた。」とあり、連携がどのように深まったのか、他の成果が何なのかを示していただくことで、幼稚園教育振興事業への興味がより高まるものとする。
- (2) 21ページ人権教育の推進の「取組と成果」では、実施や取り組んだ事項が記載されているが、成果が見えない。短期的な成果が見えない場合は、その注釈があることで、閲覧者も理解しやすくなる。
- (3) 22ページ体力・運動能力の向上の「取組と成果」では、「令和2年度と比べ運動指導員の派遣の実施校が増えたこと・・・（中略）に取り組んだ」とあるが、どの程度増加したかを示すことで、閲覧者の「授業づくりサポート事業」への関心度が高まるのではないだろうか。
- (4) 50ページ未来の学び研究事業の「取組と成果」では、「尼崎市版GIGAスクール（AGS）リーディング・プロジェクト校を指定し、・・・（中略）、その成果を市内の学校へ還元した。」とあるが、どのような成果なのかを記載いただくことで、閲覧者により分かりやすく伝わる。
- (5) 60ページ図書館運営方針の進行管理の「目的」と「取組と成果」が同じような表現で記載されている。丁寧な記述が求められる。

閲覧者は、目的がどの程度達成されたのかを「取組と成果」で読み取り、残された課題は「令和4年度取組方針（新規・拡充等）」で期待するため、全体の一部となりますが、より具体的な記載をお願いしたい。

兵庫教育大学大学院学校教育研究科（教職大学院）教授 川上 泰彦 氏

令和3年度においては、令和2年度に引き続き感染症対策等への注力が求められる一方で、教育政策については「コロナ前」に回帰するのではなく、市の将来を見据えた「新たな形」に取り組む姿勢を見出すことができた。

たとえば就学前教育については、令和3年度での取り組みと課題認識の延長線上に、新たなビジョンの策定が方針に掲げられ、特別支援教育の充実や地域の子育て支援なども含めた連携が構想されている。同様に、国においては「こども家庭庁」設置に向けた動きがあり、こども施策を総合的に推進する方向性が強調されている。国による支援メニュー等を十分に活用するなどして施策の充実を図る観点からも、総合的な就学前教育を推進するとともに、より幅広く子育て支援行政全般の連動性を高めることが、今後さらに重要になると考えられる。

一方で、「こども家庭庁」の所掌予定の事務には、いじめ防止等に関する体制整備や、こどもの権利利益の擁護なども記載されている。学校教育の枠組みを基本に充実を進めてきた「豊かな心の育成、いじめ防止」や「不登校対策」の関連施策についても、学校内でのトラブル（の対応・解決）といった捉えではなく、子どもの人権及び安全・安心な生活環境の保障、さらには養育者への支援といった観点から他の政策との連携を検討する余地も出てくるだろう。

次に、「新たな形」に向けた教育施策を企画・立案するうえでは、既存の教育政策に関する成果・効果の評価が必要であるため、そうした議論に耐えるだけのデータ（エビデンス）の収集が求められる。

たとえば義務教育領域においては「あまっ子ステップ・アップ調査」の結果を活用するなど、客観的な検証とそれに基づく改善が意識されている。各学校・各学年に関する追跡的な調査に基づいて取組の効果を分析・検証するということができる調査であるため、その特性（経年での追跡調査）を活かした検証の発展と、改善を検討するサイクルの確立を期待したい。一方で、先に挙げた「いじめ防止」や「不登校対策」をはじめ、「教員の勤務環境」「高等学校教育」といった項目については、市内の現状や取組の成果を客観的に捉えるような指標を設定する余地が残されている。他の政策を含め、現状における課題の析出や、何らかの取組をおこなった際の成果の検証をどのように行うのか、一步踏み込んだ検討を期待したい。

あわせて教育環境整備、教員の育成・勤務環境整備、文化・教養・スポーツ施設の活用については、資源の制約があるがために優先順位づけと効率的な運用に意識が向きがちであるが、取りこぼしなく質の良い教育が保障できるよう、十分な量的・質的な達成基準に向けた継続的取組を期待したい。

IV 参考

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 施策（事業）一覧

各論	施策（事業）名	担当課	各論	施策（事業）名	担当課
1 就学前教育			7 教育環境の整備		
	就学前教育のあり方の検討	就学前教育課		学校施設マネジメント計画の推進	施設課/設備整備担当
	幼稚園教育振興事業	就学前教育課		各種施設整備事業	施設課/設備整備担当
	市立幼稚園一時預かり事業	就学前教育課		衛生的なトイレの整備	施設課/設備整備担当
2 義務教育				要保護・準要保護児童生徒就学援助	学事企画課
	確かな学力の保証(小学校)	学校教育課		学校給食費徴収管理関係事業費	学校給食課
	確かな学力の保証(中学校)	学校教育課		小学校給食関係事業	学校給食課
	英語教育推進事業	学校教育課		給食調理業務委託関係事業	学校給食課
	授業改善推進事業	学校教育課		中学校給食関係事業(学校給食センター整備運営事業含む)	中学校給食担当
	人権教育の推進	学校教育課		校務員業務の執行体制の見直し	職員課
	多文化共生支援事業	学校教育課		教育ICT環境の整備	学校ICT推進課
	あまっ子ステップ・アップ調査	学び支援課		療養児等学習支援事業	学校ICT推進課
	体力・運動能力の向上	保健体育課		学校環境における危機管理	保健体育課
	部活動指導員の配置	保健体育課	8 教員の育成・勤務環境の整備		
3 高等学校教育				教職員勤務時間の適正化	職員課
	尼崎高等学校特色づくり推進事業	高校教育課		教育支援体制の充実	職員課
	尼崎双星高等学校特色づくり推進事業	高校教育課		体罰防止研修	学び支援課
	スクールミッションの策定	高校教育課		未来の学び研究事業	学校ICT推進課
4 豊かな心の育成、いじめ防止				人権研修	学び支援課
	情報モラル向上支援事業	いじめ防止生徒指導担当	9 学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実		
	いじめ対応について	いじめ防止生徒指導担当		コミュニティ・スクールの拡大	社会教育課
	学校支援専門家派遣事業	いじめ防止生徒指導担当		人権啓発活動・リーダー育成事業	社会教育課
	いじめ防止研修	学び支援課		少年補導活動事業・青少年健全育成啓発事業	社会教育課
5 不登校対策				学社連携の推進	社会教育課
	教育支援室運営事業	こども教育支援課		学校施設の地域開放	学事企画課
	心の教育相談事業	こども教育支援課	10 文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供		
	不登校対策事業	こども教育支援課		魅力ある歴史博物館の運営	歴史博物館
6 特別支援教育				歴史遺産の保存と活用	歴史博物館
	インクルーシブ教育システムの推進	特別支援教育担当		地域の歴史を学ぶ機会の充実	歴史博物館
	看護師派遣業務委託事業	特別支援教育担当		学びを支える機能の充実と連携促進	歴史博物館
	教育支援体制の充実	特別支援教育担当		市民のスポーツ実施率の向上に向けた取組の推進	スポーツ推進課
	スクールバス運転業務委託事業	特別支援教育担当		社会体育施設を拠点とする健康づくりの推進	スポーツ推進課
	特別支援教育サポートシステム事業	特別支援教育担当		図書館に親しむ機会の創出	中央図書館
				図書館運営方針の進行管理	中央図書館

(このページは白紙です)

令和4年度教育委員会事務点検・評価報告書

(令和3年度事業・取組)

発 行 令和4年8月

編集・発行 尼崎市教育委員会

〒661-0024

兵庫県尼崎市三反田町 1-1-1

電話 06-4950-5654 FAX 06-4950-5658